

令和6年7月1日

◎西森（雅）委員長 ただいまから、危機管理文化厚生委員会を開会いたします。

(9時58分開会)

◎西森（雅）委員長 本日からの委員会は、「付託事件の審査等について」であります。

当委員会に付託された事件は、付託事件一覧表のとおりであります。

日程については、日程案によりたいと思います。

なお、委員長報告の取りまとめについては、7月3日水曜日の委員会で協議していただきたいと思います。

それではお諮りいたします。

日程については日程案によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎西森（雅）委員長 御異議なしと認めます。

それでは日程に従い、議案及び報告事項を一括議題とし、各部局の説明を受けることにいたします。

《健康政策部》

◎西森（雅）委員長 最初に、健康政策部について行います。

それでは、議案について部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎中嶋健康政策部長 最初に総括の御説明をいたします。当部から補正予算議案1件と条例議案1件を提出しております。

資料の2ページ、一般会計補正予算の総括表を御覧いただきたいと思います。当部の補正予算案は総額で4,094万5,000円の増額となっております。

概要といたしましては、高知市と共同で運営します動物愛護センターの整備に向けまして、建物の基本設計と土地の造成設計に必要となる予算をお願いするものです。詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明いたします。

次に、条例議案について御説明をいたします。資料の3ページを御覧いただきたいと思っております。当部からは、第6号議案の高知県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例議案を提出しております。詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明をいたします。

続きまして、当部で所管する審議会の開催状況についてです。資料の4ページ、令和6年度各種審議会における審議経過等一覧表を御覧いただきたいと思っております。令和6年2月定例会の開会以降開催されました審議会は、右端の欄に令和6年7月と記載のある、高知県歯と口の健康づくり推進協議会など10件で、主な審議項目、決定事項などは記載のとおりです。また、各審議会の委員名簿を資料の8ページ以降に添付しておりますので、御確

認いただければと思います。

最後に、報告事項につきましては2件ございます。周産期医療提供体制の検討状況についてと、東部地域における多機能支援施設の整備状況についてです。詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明いたします。

以上で、総括の説明を終わります。

◎西森（雅）委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈薬務衛生課〉

◎西森（雅）委員長 薬務衛生課の説明を求めます。

◎大森薬務衛生課長 当課からは、補正予算議案1件と条例議案1件について御審議をお願いいたします。

まず資料1ページ、歳入予算について説明いたします。いずれも高知市と共同で建設を進めております、動物愛護センターの整備事業の歳出予算の財源を計上するものです。

一番上の国庫支出金は、国から動物収容・譲渡対策施設整備費補助金を受け入れるものです。

その下の諸収入につきましては、国庫補助金を除く、残り費用の2分の1につきまして、高知市から負担を受けるものです。

その下の県債は、事業費の一部に、動物愛護推進事業債を借り入れるものです。

次に、2ページの歳出予算について説明いたします。右の説明欄の、動物愛護推進事業費の設計等委託料4,094万5,000円は、動物愛護センターの設計に係る予算です。

整備概要につきまして参考資料で御説明いたします。資料の左上の整備の動きですが、12月県議会におきまして造成基本計画策定の予算を計上し、今議会におきまして建物の基本設計、用地の造成設計に係る予算を計上しております。

今後のスケジュールですが、建物の基本設計につきましては、公募型プロポーザルを予定しております。設計に当たっては、動物の行動学の専門家などから御意見をいただくほか、県民の皆様からの御意見をお伺いするため、パブリックコメントを実施いたします。用地につきましては、造成工事設計や地盤対策のための地質調査も並行して進める予定になっております。

概要を御覧ください。建設用地については、位置図と配置図のとおりです。造成敷地面積は3,000平方メートル程度で、L2津波を想定してかさ上げは最大2メートル程度を予定しております。

施設についてですが、現在の小動物管理センターのように収容処分を前提とした施設ではなく、動物愛護を基本とした施設を考えております。主要な機能としましては2つをお示ししております。

1つ目は、動物の適正飼養・終生飼養の啓発の拠点です。これまでの出張動物愛護教室

や、月1回程度の講習会の常時開催も可能となりまして、学習展示スペースも常時展示を検討しております。

2つ目は、収容動物の譲渡推進の拠点です。収容された動物の譲渡適性を向上するため、運動や健康管理などによる飼育環境の改善を図ることや、収容動物のけがや病気の治療、譲渡動物の不妊去勢手術にも対応できる治療室などの設置を検討しております。

運営形態につきましては、県と高知市の共同設置、共同運営で、それぞれの職員が常駐する直営を想定しておりますが、飼育部門につきましては、委託の継続も含め今後検討してまいります。

以上で補正予算議案の説明を終わらせていただきます。

次に、条例議案について説明いたします。高知県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例議案の内容につきまして、参考資料で説明いたします。

改正内容は2点ございます。まず、資料の左、1食品衛生基準行政の消費者庁移管に伴う省令の題名の改正を御覧ください。令和6年4月1日から、食品等の規格基準の策定、その他食品衛生基準行政に係る事務につきまして、厚生労働省から消費者庁へ移管されております。このことに伴い、省令の題名が省令から命令に改正されております。高知県食品衛生法施行条例第1条におきまして、本例を引用しておりますので、その整理を行うものです。

次に、資料の右、2冰雪製造業許可申請手数料のうち自動角氷製造機に係るものの削除を御覧ください。平成30年の食品衛生法の改正等により、営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設が行われ、令和3年6月1日から施行されております。冰雪製造業のうち自動角氷製造機に係るものは、営業許可から営業届出の対象と整理されたことに伴い、許可申請に対する審査に係る手数料の徴収規定の削除を行うものです。自動角氷製造機とは、スーパーやホテル等に設置されております機械によって自動で食用の氷を製造するものです。

説明は以上です。

◎西森（雅）委員長 質疑を行います。

◎坂本委員 動物愛護センターの関係ですけれども、建設基本設計、用地造成設計を図る際の仕様書は資料で出せないですか。

◎西岡業務衛生課企画監（動物愛護推進担当） 現在、高知市とどのようなやり方にするか詳細を詰めている最中で、本日には間に合っておりません。

◎坂本委員 プロポーザル入札を図る段階では我々にも内容を見せていただけたらと思うんですけれども、特にその中に、これだけは入っておかなければならない主な機能もあると思います。その主な機能の中で、飼育環境の改善の治療室の関係は、獣医師の確保などとも連携してくると思うんですけれども、そこらあたりはどう考えられているのでしょうか。

◎西岡薬務衛生課企画監（動物愛護推進担当） 現在、行政獣医師として、通常の保健所業務に就いておりますので、日常的には臨床をやっていないため、職員の中にも一定の不安があります。現在ワクチン等と、血液検査から慣れていただく研修をやっているということで、本年度から臨床に向けた初期の研修を始めようとしているところです。その後、臨床経験の獣医師も若干おりますので、そういった者が中心になって、治療室の簡単な治療から、どこまでやっていくのかを詰めていきます。本格的な治療につきましてはなかなかできませんので、必要な場合は民間の先生に頼むこととなりますが、出血を止めるなど緊急的な処置についてはできるよなになっていこうと進めております。

◎坂本委員 これまでの動物愛護センターの議論の中で、獣医師については何名体制でやるか、あるいはそのために必要な採用が伴うのかどうかはどうなっていますか。

◎西岡薬務衛生課企画監（動物愛護推進担当） 採用につきましては、思うように集まっています。獣医師を何人配置したいということまで、まだ組織として固めておりませんので、現有体制の5名以上で臨む想定です。獣医師につきましては、各種奨学金制度がありますので、そういったものを利用しながらお声かけしていくことと、動物愛護センターができるとなれば、治療も含めて新しいことができるのではないかとということで、学生の手も上がりやすいとお聞きしています。各大学にも働きかけていきたいと思っています。

◎坂本委員 造成の関係で、地質調査、地盤改良などの検討ですけれども、率直に言って軟弱地盤も想定される中で、造成の設計をしてみないと、どれだけ費用がかかるか分からないと思うんですけれども、最大どれぐらいまでは予算的に対応していけると考えられていますか。また、ここは最大2メートル程度のかさ上げで、先週の金曜日公表されました長期浸水の見直しにおいても、高須、下知、江ノ口という優先エリアで止水・排水が最短13日に短縮されているんですけれども、その長期浸水期間はどのような対応でそこを維持しようと考えられていますか。

◎西岡薬務衛生課企画監（動物愛護推進担当） 造成にかかる費用の上限は想定しておりませんので、今回の設計を受けて考えることになっております。建物の建築でくいを打ちながら本数を増やしていくのがオーソドックスではないかという御意見もいただいておりますので、建物で見るとか造成で見るとかは、今回のボーリング調査によって決めたいと思っております。

あと長期浸水について、浸水する前提ですので、太陽光発電の電気については最小限考えていかなければいけないと考えておりますが、水、食料については備蓄でしか対応できないのではないかと考えておりますし、長期化する場合は船も出していくということで、どこを基地にするかも検討中です。

◎土居委員 用地造成設計業務で予算を示されているんですけれども、普通の流れとしては地質調査をした後で用地造成設計ですが、地質調査の予算はどうなっているんですか。

◎西岡薬務衛生課企画監（動物愛護推進担当） ボーリング調査も造成設計の中で一帯でやっていく想定をしております。

◎土居委員 地質調査業務と設計業務は、業務としては別ですが、一緒にやったほうがいいんですか。どちらかといえば、分けてやったほうが安全ではないかと思うんですけど。

◎西岡薬務衛生課企画監（動物愛護推進担当） 土木とも相談しまして、予算としては1つで計上させていただいていますけれど、ボーリングと設計は分けてやったほうがいいのではないかという御意見をいただいていますので、その方向で今後検討してまいります。

◎土居委員 発注自体は、何月頃を想定されているんですか。

◎西岡薬務衛生課企画監（動物愛護推進担当） 今月中には発注したいと思っております。

◎西内委員 坂本委員のお話の中にもありましたけれども、治療室の運営に当たっては、いろいろ課題があるように受け取りました。治療室として機能を果たす形態を維持することで、ぜひ獣医師会ともしっかり話し合いをしながら、体制の担保をとっていただければと思います。

◎西岡薬務衛生課企画監（動物愛護推進担当） 研修についても、場合によっては獣医師会の協力を得られるように会長とお話を進めさせていただきます。また治療室につきまして、獣医師会のボランティアでTNRのための手術で使えないかの御要望もいただいていますので、曜日、回数につきましても今後詰めていきたいと思っております。

◎西内委員 犬猫の殺処分ゼロは分かるんですけども、たくさん子供を産む生き物を24時間管理することを考えたら、殺処分も視野に入れられないいけないケースもあると思うんですけども、そのあたりはどんな考え方になっているんですか。

◎西岡薬務衛生課企画監（動物愛護推進担当） 我々も殺処分ゼロを目指すと掲げておりますが、この殺処分ゼロというのは、環境省の指標に3つのカテゴリーがありまして、カテゴリー1が飼養適正のないもしくは重症、重病で今後安楽殺がいいだろうといったものです。カテゴリー2が今の高知県の現状ですけれども、収容頭数が少なく限界が来たので、やむなし殺処分するものです。カテゴリー3が、収容中残念ながら死亡するものです。

このカテゴリー2の人間の都合で殺す分をなくそうというのが殺処分ゼロと言われていきます。これにつきましては可能な限り取り組んでいくつもりですけれども、御指摘のありました授乳期の一番手のかかるミルク猫に関しては、どうしても職員が対応し切れない場合があります。あとカテゴリー1の安楽殺をしないと苦しみが継続するものにつきましては、職員や獣医師で薬殺を行います。極力ミルク猫については、ミルクボランティア等の活用によって減らしていきます。川上のTNRの助成金等を活用して、持ち込まれる猫を減らすことで進めていきますが、どうしてもやむを得ないものについては、処置室で薬殺することを想定しております。

◎西内委員 現実的な対応として仕方がないと感じます。そういう中で、運営形態が直営

ですけれども、ひょっとしたらかなり遅くまであるいは寝ずに対応しないといけないことが起こり得るのではないかと思うんですけれども、直営方式で回るんですか。

◎西岡業務衛生課企画監（動物愛護推進担当） 病院機能は考えておりませんので、継続観察が必要な犬を保護しなければならない場合は、ほぼ民間の先生にお願いすることになります。我々としても動物病院の機能よりも、保護施設としての飼養、動物愛護の啓発がメインですので、治療が必要でこの命を長らえさせてあげようという場合につきましては、民間病院でお願いする想定です。

◎西内委員 いざというときに頼らないといけない民間とは、事前にしっかりと設計図を用意していただければと思います。

◎塚地委員 期待も大きいですので、いろんな問題をクリアしながら完成が出来たらと思っています。それで、先ほどから出ています治療室に獣医師が来られることに対する期待感がすごくあって、その期待感と現実に県と市が考えている治療室、獣医師の役割のギャップがあるのではないかと感じます。例えば、今は民間の獣医師がボランティアで積極的に関わってくださっているんですけれど、その役割をこちらで担えるようになるのか。先ほど獣医師のお話で県の獣医師の定数は、動物愛護センターに1名増員することになるとおっしゃいましたか。

◎西岡業務衛生課企画監（動物愛護推進担当） 獣医師の募集は必要人数かけていますが、なかなか定数が足りませんので、何人充てられるかは今後の充足次第ですが、今の獣医師の数を増やさなければならぬことは人事当局にも申入れているところです。

治療室で何ができるかですけれども、今、県で想定しておりますのは、先ほど申しましたように緊急で入ってきた動物の応急処置です。それと譲渡動物の不妊去勢手術、犬に関しては、民間病院でお願いしておりますフィラリアの検査。検査で陽性だと、すぐに獣医師で薬の投与ができますので、そういったことをやっていきたい。猫に関しましては、猫エイズ、白血病を早く検査することで、集団で飼育できるのか隔離するのかが早めに分かってきます。今は隔離期間が長くなっていますが、それが早い段階で想定できます。そういう初期段階でできる検査と狂犬病の注射を獣医師にやっていただくことが治療室での効果とっております。

◎塚地委員 ワクチン接種は地域猫を対象にしているんですか。個人で飼っておられるペットも対象になるんですか。

◎西岡業務衛生課企画監（動物愛護推進担当） 地域猫については、高知市は検討課題とお聞きしております。ただ県の場合は距離が非常にありますので、運搬時間が長くなることや、術後の管理も難しいということで適さないのではないかと。収容動物の不妊去勢をして譲渡につなげていくことが中心になっていくのではないかと考えております。不妊去勢手術について、民業を圧迫することはないと考えております。

◎塚地委員 適正な譲渡につながっていく治療室の役割として整理するともうちょっと分かりやすいと思います。その思いとのギャップをできるだけ埋めていただく丁寧な対応は必要だと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

最後にこの直営方式はどのようなものを想定していますか。

◎西岡薬務衛生課企画監（動物愛護推進担当） 今の小動物管理センターは民間事業者に全て委託しておりますので、動物の飼い方相談や譲渡の手続は全て業者をお願いしています。そこへ県と市の職員が現地へ入りますので、県民・市民からの相談、犬の適性等について職員が責任を持ってお話をいたします。愛護に関しての業務は、動物愛護センターへ行けば全てワンストップでできるようにしたいと考えております。

◎塚地委員 行政として新しい分野への挑戦になっていきます。ボランティアの皆さんとの丁寧なやり取りがすごく大事ですので、ぜひ意見も聞いて進めていただきたい。

◎西岡薬務衛生課企画監（動物愛護推進担当） そのような御意見もありますので、先月から行政とボランティアの方に集まっていただけの範囲で高知県いぬねこ会議という意見交換会を進めております。その中でも意見をいただきながら進めてまいりたいと思っております。

◎岡本委員 1点目は西内委員の関連です。施設の定数ですけれども、定数以上になった場合はどのような対応をとられるのか教えていただきたい。

◎西岡薬務衛生課企画監（動物愛護推進担当） 今より収容頭数を増やすことを想定しておりますが、収容と譲渡のバランスが崩れて収容が増えた場合、安楽殺を選ぶことにならないよう譲渡ボランティアを増やしたり、不妊去勢をして譲渡しやすい状況をつくっていきます。昨年からはドッグトレーナーを入れながら、人間と一緒に生活できるための馴化訓練も続けて行っておりますので、今まで以上に譲渡に向けた取組は強化していきたいと思っております。

◎岡本委員 この施設を拡張する考えはないですか。

◎西岡薬務衛生課企画監（動物愛護推進担当） 現有施設の収容能力は、犬が30匹から34匹、猫が8匹ですけれども、これをおおむね犬は50匹から60匹程度に増やしていきたい。猫は、背景的なものはあまり変わらないと思っておりますので、10匹から20匹に増やしてまいります。

◎岡本委員 もう1点、基本設計の業務について、公募型プロポーザルということで県外からも公募されると思うんですけれども、地元企業への加点は考えておられるのか教えていただけますか。

◎西岡薬務衛生課企画監（動物愛護推進担当） 県外企業で県内に支店等がない場合については、地元の設計業者と組んでいただくことを条件にしたいと考えております。聞きたいときにすぐ来てもらえないことがあるともどかしいことになりますので。

◎岡本委員 経済的な観点からも、県の事業は県内の業者に受けてもらいたいのので、地元企業の配点はやはり考えるべきと思うんですけども。

◎西岡薬務衛生課企画監（動物愛護推進担当） 我々としても地元企業であれば、非常にお付き合いもしやすいと思っておりますので、プロポーザルの採点について検討させていただきたいと思えます。

◎西森（雅）委員長 質疑を終わります。

以上で、薬務衛生課を終わります。

以上で、健康政策部の議案を終わります。

《報告事項》

◎西森（雅）委員長 続いて、健康政策部から2件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることにいたします。

まず、周産期医療提供体制の検討状況について、医療政策課の説明を求めます。

◎都築医療政策課長 当課からは、周産期医療提供体制の検討状況につきまして報告いたします。

2 ページ目、本県の周産期医療提供体制につきましては、昨年度秋以降の医師の急減などがありまして、来年度に向けても退職等によるさらなる医師の減少も懸念されることから、危機感を持って本年度集中的に議論を行い、年内に今後の周産期医療の在り方について一定の方向性を示すこととしております。

本日は、概要の資料で、現在の検討状況について説明をいたします。まず、1 経緯・検討会の位置づけについてです。昨年度末開催の県周産期医療協議会におきまして、今後の体制を検討する「周産期医療のあり方検討会」を、協議会の下部組織として設置することとしました。また検討会の内容は、関係機関の経営へ影響を与える可能性がありますため、非公開で実施することとし、検討の結果を公開で開催しております県周産期医療協議会に報告する形で内容を公開することとしております。

2 検討会の委員についてです。まずスピード感を持って議論を進めていく狙いから、委員の構成人数を9名と絞らせていただいております。県周産期医療協議会の会長をはじめ、資料に記載の各機関からの代表として委員をお願いをしております。このうち委員長を、総合母子周産期医療センターの代表として委員を委嘱しました、高知医療センター副院長の林和俊先生をお願いをしております。また、今後の検討の内容によってオブザーバーとしてメンバー以外の方も適宜御参加いただき、議論に加わっていただく形で進めております。

3 主な協議事項についてです。1 点目は、主に当面の令和6年度中の体制の変化に伴う対応策について協議を行います、現状の周産期医療体制について。2 点目は、令和7年度以降を見据えた取組についての検討を行う、将来を見据えた周産期医療体制としておりま

す。

4 スケジュールです。記載のとおりこれまで3回開催してきました。現状課題の整理や、関係医療機関に対するヒアリングなどを行い、6月20日に開催した県周産期医療協議会に報告をしております。今後も月1回程度の頻度で開催をしていき議論を深めていくこととしておりました、年末までに今後の周産期医療の在り方について一定の方向性を決定することとしております。

最後に、5 現在までの協議概要についてです。(1)の現状の周産期医療提供体制につきましては、昨年度末に医師の減少があったJA高知病院と高知赤十字病院への対応などについて検討を進めてまいりました。こうした中で、これまで本県の周産期医療を支えていただいた拠点病院の1つであるJA高知病院におかれまして、高知大学からの医師派遣が困難という事情などによりまして、9月末で分娩取扱いを休止することとなりました。また高知赤十字病院におかれましては、分娩数を昨年度の半数程度にせざるを得ない状況となっております。

分娩取扱いに係る県民の皆様への影響について、今年5月にJA高知病院、高知赤十字病院のある県中央地域の各分娩取扱施設に調査を実施しまして、現体制下での分娩取扱可能件数を回答いただいたところ、月平均270件程度の分娩件数には対応可能という結果となりました。一方で、当該地域における昨年度の分娩数の実績は、月平均約250件程度となっております。

このような状況におきまして、令和6年度中は、昨年度と同程度の分娩数であれば、数字上は県中央部の施設で分娩対応が可能だということを確認しております。今後も妊婦さんや、分娩に携わる医療従事者の方々の動向なども注視しながら、引き続き各分娩取扱施設の医療提供体制について、適宜検討会で共有を行い、必要に応じて対応策を検討していく予定です。

次に、(2)の将来を見据えた周産期医療体制については、先ほど説明した内容からさらにその先の令和7年度以降の医療提供体制をどのようにしていくのか協議を開始しました。令和7年度以降も、引き続き産科医不足の厳しい状況にある前提とはなりますが、妊婦にとって安心安全で医療従事者のモチベーションにも配慮できる持続可能な体制を目指して、これから議論を深めていくところです。

検討会での具体的な検討項目としては、医師の育成・確保、助産師の活躍の場の拡大、機能の集約化・重点化、などとなっております。今後関係機関の皆様とともに取組を進め、地域で安全安心に出産できる体制の維持に向けて、県民の皆様や医療従事者の方の理解が得られるような方策を見出していきたいと考えております。

説明は以上です。

◎西森(雅)委員長 質疑を行います。

◎西内委員 周産期医療協議会が、あり方検討会を別立てでつくった理由はこういったところにあるんですか。

◎都築医療政策課長 主な理由としまして、周産期医療協議会には23名の専門職の方々がおいでいただいておりますが、ひと月ごとのペースでスピード感を持って検討するためには、9名程度でやっていくのが適当ではないかと思えます。

◎西内委員 非公開ということですが、公開後にも経営等への影響が出ると思うんですけれど、それはどう考えたらいいですか。

◎都築医療政策課長 医師の減少、それから分娩数をどうするかが経営に関わってきます。それはあり方検討会で検討するわけですが、その検討会の中でも、周産期医療協議会でどこまで公開するか検討を行った上で、適切な情報を公開する手順を踏んでおります。

◎西内委員 先ほどお話がありましたけれど、主立った病院施設で年間取上げられる件数が、今270件あるということですか。

◎都築医療政策課長 270件というのは、各分娩を取り扱う医療機関にアンケート調査を行いまして、県の中央部だと取扱可能件数は月間270件というところです。

◎西内委員 中央部ということで、ただ単純に12倍したら3,000人ちょっとくらいです。人口減少対策で子供を増やしていかないといけない中で、この270件という数字をどう見るかです。本来なら、今年間3,000人ちょっと子供が生まれている。それが3,500人、4,000人に増えていかないといけない話であれば、むしろこの数字がシュリンクするようなことは本来あってはならないのではないかと思うんですけれど、どうでしょうか。

◎都築医療政策課長 出生数と分娩取扱件数は、若干違うところもあるんですが、おっしゃられたように減る前提だと県の今後の産業振興計画等とのそごもあります。少なくとも減っていくから大丈夫との考えでは検討しておりません。

◎西内委員 決して集約化を否定するものではないんですけれど、知事の考えているところとの整合性をどう担保するかしっかり議論していただければと思います。

◎坂本委員 J A高知病院は休止し、高知赤十字病院が制限を図ることに伴い、助産師に余剰が生じることも想定されると思うんです。先日もあき総合病院へお伺いしたときに、院内助産を検討していく上では、助産師をどれだけ確保できるかについても議論されました。今回のこの周産期医療提供体制の中で、助産師活躍の場の拡大となっておりますが、助産師のマンパワーをどのように活用・確保していくかについて、具体的にどんなことが想定されていますか。

◎都築医療政策課長 まだ検討中ではございますけれども、医師不足解消の1つとしてタスク・シフト、タスク・シェアの考えがあると思います。助産師のタスク・シェアを行っていく上で、県立あき総合病院が目指しておりますような院内助産システムは病院もやっていく考えです。そういったところは将来像に向けて位置づけて、県として奨学金制度な

どを活用した助産師の育成確保は、引き続き行っていきたいと思っております。

◎坂本委員 確保する上で、休止したり制限したりする病院から助産師を活用することも念頭にあるのかどうか。

◎都築医療政策課長 今回 J A 高知病院が休止した際に、そこで分娩に携わることができなくなってくる助産師がいらっしゃることになります。J A 高知病院には適宜、助産師を募集している医療機関の情報提供といった取組をしており、今後も引き続き取り組んでまいります。

◎岡本委員 関連です。助産師の活躍の場の拡大について、この間の出先調査であき総合病院に行ったときには、17名の助産師を確保することで積極的に取組をされていたんですけども、幡多けんみん病院へ行きますとなかなか成り手がいないと説明があったところなんです。このあたりの問題については、どのように捉えておられるのでしょうか。

◎都築医療政策課長 あり方検討会では、具体的な検討は、まだこれからですけれども、幡多けんみん病院につきましても、将来に向けては、院内助産システムも選択肢の1つと考えていく可能性があります。あき総合病院だけに限らずあり方検討会で検討していきたいと思えます。

◎塚地委員 ここまで来てしまったかというのが実感です。何十年も前からこの課題がずっとあって、家保理事も御努力を積み重ねてこられた結果ですけれども。日本全体で人口減少、少子化は大きな問題になっている中で、命に関わる出産に対する医師の不足が起きている事態です。高知県の場合人口減少の問題もあるんですけど、全国の課題として捉えたときに、この改善方向として県側から医師の育成の問題も含めて、提案をしていることはございますでしょうか。

◎家保理事（保健医療担当）兼健康政策部医監 分娩に関しては、保険適用に関する検討会と併せて、周産期医療の在り方について、先月から国で検討会を設けております。私も全国衛生部長会長ですので、検討会の委員としてお話しようと思っております。特に人口が多いところではまだ産科もあるんですけども、周辺部で出産数も少なくなり人口も少なくなっているところでは、一定の集約化は、産科の医療の安全という観点では必要ですけど、それを補うような仕組みを同時につくっていかないとますます過疎が進みます。そういう観点から国としては、安全な周産期医療と、受け手にある妊婦さんの思いや移動等の支援など、いろんなことを考えるところで、ぜひ地方の意見を積極的に述べて、今後の施策に生かしていきたいと思っております。

高知県としては、若手の医師は以前よりは残っていただきました。地域枠の創設など従来の都市部よりは地方に若干増えているんですけど、診療科偏在だけは決め手がないようで、産婦人科など激務のところは減っております。そこは、県だけではなく国全体として、不足する診療科領域の従事者を増やす仕組みを抜本的に考えていただかないといけな

いと思っています。全国レベルでいろいろな検討会にも出ておりますので、ぜひともお話をさせていただいて、特に地方で今医療がかかりづらい地域の方々のプラスになるようなことを提言していきたいと思っています。

◎塚地委員 積極的に高知県ならではの提案はできると思います。確かに出産数が少なくなって、分娩数が少なくなれば、収入は少なくなることとリンクするので、そこを公が何らかの形で補填する考え方をしていけないといけない。ひたすら縮小するしかない状態を断ち切るのは、やはり国レベルでそれなりのことをやっていただかないといけないと思うのでぜひ提案も進めていただきたいと思います。

J A高知病院の9月の分娩取扱休止が、南国市民にはショッキングなお話として伝わっています。女性の中でも、やはり高知市まで行かないといけないという負担が結構あります。子供の世代をどうしたらいいかという話も出てきています。J A高知病院はもう再開の見通しは全くない状態になっているのでしょうか。

◎都築医療政策課長 J A高知病院の院長からいただいているわけではございませんが、印象としては再開は難しいのではないかと思います。

◎塚地委員 では、それにかわる安全対策をどう提示できるかが、県の役割になろうかと思っています。やはり女性の皆さんに見える形で提案をしていけないと。そこがまだ見えなまま、分娩取扱中止になっていることにどう対応するのですか。

◎都築医療政策課長 J A高知病院は時間的に対応が難しかったところはあろうかと思っています。今後同様の事例が起きないとも限りませんので、将来に向けてスピード感を持って検討をしていくといった思いで、あり方検討会を開催しております。

◎塚地委員 致し方なく長距離健診になるときの、国の補助金制度が出来たと思うんですけども、それは今使えるような実態になっていますか。

◎都築医療政策課長 分娩に際してでありましたら、国の事業が出来ましたので、今年度から対応しています。1時間程度より遠いところにいらっしゃる妊婦さんが、高知市内の宿泊施設でお泊まりになって、分娩の取扱い医療機関にかかる場合の旅費、宿泊費の補助であり、今5市町村で、補助事業化をしていただいております。

◎塚地委員 分娩の際だけで、健診には使えなかったんですか。

◎都築医療政策課長 新しく始まったのは、国の事業で分娩の補助です。

◎塚地委員 健診のときの旅費補助を行っている市町村はないですか。また後ほど調べてからで結構です。

◎都築医療政策課長 後ほど調べて提出いたします。

◎塚地委員 健診の方法も、これから工夫されると思うんですけど、現実問題としてやはり長距離になっていく問題も出てきます。今ある国の制度をどう周知していくのかと同時に、市町村の制度活用も進めていただいて、その後の健診対応も考えていただけたらと

思っております。

◎都築医療政策課長 先ほどの御質問ですけれど、健診に対する助成を行っているところが5市町ございました。

◎塚地委員 その制度も、ぜひ県として拡充ができるようお願いしておきたいと思えます。

◎西内委員 分娩のときに、当人は補助が出るんですが、医療関係者から、御家族さんが泊まるのに何か補助があったらいいという話がありました。人口減少対策の交付金で、それぞれ市町村が考えてもいい話かもしれませんが、県で考えられるところがあれば、ぜひ御検討いただければと思います。

◎西森（雅）委員長 質疑を終わります。

次に、東部地域における多機能支援施設の整備状況について、医療政策課の説明を求めます。

◎都築医療政策課長 東部地域における多機能支援施設の整備状況につきまして御報告いたします。

資料の中段を御覧ください。この多機能施設の入居団体や取組内容、場所などを記載しております。

まず整備の目的です。県東部につきましては、単位人口当たりの医療病床数や、介護の施設定員がほかの圏域より少ないことから、在宅サービス資源及び担い手の確保により、より一層力を入れていく必要があると認識をしております。これに対応するため、東部地域の在宅医療介護の充実とともに、地域包括ケアシステム構築に資する機能を持った施設の整備に取り組んでいるところです。

施設は県立あき総合病院の近くの安芸市が保有をしております建物を無償で県が借受けて、改修の上活用することとして、令和5年度には建物の設計業務が完了をしております。

この多機能支援施設は、訪問看護の活用促進や在宅介護人材の育成確保などを通じて、東部地域において在宅サービス提供が促進されるよう各事業所を支援する役割を持つこととなります。

その中の2番目に書いております看護師養成所（サテライト教室）につきましては、資料の下段左側に概要を記載しておりますところですが、3年課程の専修学校として、1学年12人程度の学生が本校からオンライン授業を受けながら、実習は主に県東部の医療機関で行うような形態で、民間の看護師養成学校に運営をしていただくこととしております。

資料の上段に戻っていただきまして、これまでの動向を説明いたします。令和4年度に県内の民間看護師養成学校を対象としまして、サテライト方式による看護師養成所の運営に係るプロポーザルを実施しまして、運営主体となる看護師養成学校を優先交渉権者とし

て選定いたしました。しかし優先交渉権者と協議を行う中で、先方から精査をした結果学生数確保の見通しが立たず、運営が困難であるという旨の申出があったことを受けまして、検討の結果、令和5年12月で協議を中止することになりました。現在は、看護師養成所の運営要件でありますとか、市町村の奨学金制度の創設などによる、学生確保策などの見直しを検討している状況です。

今後につきましては、運営主体となる民間事業者を再度募集し、その結果を踏まえ、看護師養成所の設置について今秋をめどに結論を出す予定です。

説明は以上です。

◎西森（雅）委員長 質疑を行います。

◎土居委員 以前プロポーザルで民間事業者と交渉されていましたが、学生数確保の見通しが立たないところもあって、協議が中断しております。新たに募集するということですが、その土台となる地域の状況に変化があったんですか。

◎都築医療政策課長 東部地域の状況としましては、医療機関それから介護施設等の不足、生徒数の減少といったものは変わっておりません。医療機関からは、看護師の確保についての声も継続してございますので、なるべく負担軽減ができるような形で、もう一度募集をしていければと思います検討しております。

◎土居委員 安芸市を中心としたエリアの町村でもいろんな支援制度等を考えておられたと思うんですけど、より前向きな動きはあるんでしょうか。

◎都築医療政策課長 地元に戻ってきて就業定着してくれるような奨学金の制度を、県で創設の提案はしている状況です。なるべく足並みがそろった形で市町村も取り組んでいただけるように考えております。

◎土居委員 資料の一番下に書いてある概要で学生数12人とあるんですけど、以前と変わっているんですか。

◎都築医療政策課長 最大でということですが、以前とは変わってはおりません。

◎土居委員 せっかく以前の民間事業者もかなり県に協力して、いろいろやってきた経緯もありますので、新たにやるということであっても、ぜひまた以前の民間事業者にもしっかり声をかけて、高校にも情報提供してあげていただきたいと思います。

◎西内委員 土居委員の疑問と全く同じようなことを考えております。見直し内容は検討中ですけど、どういったことを考えていらっしゃるんですか。

◎都築医療政策課長 まだ確たる結論は出ていないんですけども、事業者側でどれだけ負担軽減ができるか、それから県としてどこまで支援できるかを、両方考えていく必要があります。あと東部地域の医療機関で今看護助手として働いていらっしゃる方が、こちらの施設で勉強して、看護師となっただく話もお聞きしております。そういった受皿づくりを市町村医療機関と一緒にやっていく必要があります。まだ検討途中ではありますが、

そうしたことを総合的にやっていきたいと思っています。

◎西内委員 その中で、オンライン受講であれば、例えば県外の在住者や県西部在住者でも受けることができ、実習のときだけ東部へ来て実施されるということですか。

◎都築医療政策課長 実際にはまだ行われていないので想定にはなりますが、突発的に教務員の方が病気になったときなどの対応を考えますと、安芸市と高知市ぐらいの距離が限界と思います。

◎西内委員 それを聞いて安心しましたけれども、結局ここで実習を積んで資格を持った人間が、その後この東部地域で看護師として働くことにどうつながるのかをもう少し説明できたら、お願いしていいですか。

◎都築医療政策課長 新採の看護師が東部地域でどういう形態の病棟でも研修できて、研さんが積める環境づくりや、病院の中の働き方改革を促進して、新採の方を受入れができるような環境づくり、県だけではなく市町村の奨学金の創設、そうしたことで地元に残ってくれるような定着策もあわせて考えていかないといけないことは御指摘のとおりですので検討します。

◎中嶋健康政策部長 少し補足いたしますと、これまで地元の市町村には奨学金をメインに検討していただいていたのですが、新しい人口対策の交付金が出来ましたので、これを活用して地元で根づくような取組ができないか並行して検討していただいているところで

す。

◎塚地委員 学生数の確保の見通しが立たないということは、学生から魅力を認められなかったのか、何が原因でここを受講しようと思わなかったのか。東部に全くそういう希望を持っている学生さんがいないわけでもないと思うんですけど、看護師になりたい人たちの声はどんなことでしょうか。

◎都築医療政策課長 詳細まで伺ってございませんが、1つには民間の学校の学費の問題もあろうかと思えます。東部地域から現在高知市内等に、看護師を目指して進学をされている方も毎年10数名程度いらっしゃる中で、掘り起こし策も見出せなかったところがござ

います。そういったところをより強化するなりして、見える形でこういう取組をするということも提示した上で、再度募集をしなければならないと思っております。

◎塚地委員 国立の看護学校も閉校になる状態で、県としては幡多けんみん病院の附属看護になっていて。今の経済状態を見たときに、学費の問題はすごく大きいわけです。民間にやってもらおうとなると、どうしても学費は運営との関係で高いものになる。かつて、あき総合病院の附属で、県の人材育成の責任として公的に人材育成することを考えるべきではないかという議論もあったと思うんですけど、今回の見直しの中で県としての責務はどんな議論になっていますか。

◎都築医療政策課長 現在検討している流れとしましては、引き続き民間に提案をしてい

こうということです。1つは、市町村で足並みそろえて地元定着のための奨学金を創設していただいた上で、学費などの本人負担をなるべく軽減して下さるような取組を、地元一体となってしていただければ、ある程度お金の問題はクリアできるかと。逆にそれがないと、東部であり、公営であり、地元の定着はなかなか難しいということもございます。今はそうした、地元に戻ってきてくれるような取組とセットで考えていくべきではないかと思っております。

◎塚地委員 部長がおっしゃった交付金活用もあるとは思いますが、看護師の人材育成は医療に携わる県の根本的な責務ですので、最大限県がどこまで支援できるかも明確にして、できる範囲の支援はする形をとっていただきたいと思います。見直しに当たってここまでやるというものをを見せていただかないといけないのではないかと思います。そこは要請でお願いしたいと思います。

◎弘田委員 塚地委員の関連で。そもそもこの看護師養成所の部分は、東部地域に看護学校をつくってほしいということからスタートしているんです。民間の田野病院の臼井先生が動き出して、地域に看護学校が必要だということで動いて、ここまで来ていると思うんです。

どうして東部に看護学校が必要であるかといえば、田野病院も看護師が足りないんです。ほかのところも足りていないと。当時県内全体を見たら、看護師はたくさんいるから要らないという意見もあったんですけど、そうではなくて地域性を見てくれと。東部に行ったら、本当に看護師不足で大変な思いでやっているからということでサテライト教室が何とかしようとしたところなんです。このサテライト教室が頓挫したということであれば、その頓挫した理由、例えば授業料の問題であったらどうやって減免していくとか、きちんと問題を把握した上でやっていただきたい。

それから、先日幡多看護専門学校へ行ったときに、室戸高校から生徒が高い下宿料を払ってそこまで行っているんです。安芸市につくればそういったお金も要らないことも考えて、ぜひ進めていただきたいと思います。現実として、奨学金を出してもらって高知市の看護学校に通った後、契約期間だけ地元へ帰って、すぐに高知市や東京・大阪へ出ていってしまうんです。そういう流れを、少しでも止めたいということが、こういった施策につながっています。例えば幡多看護専門学校を出た看護師は、幡多地域でとどまる率が結構あります。そういう思いもあってこの施策をやっていますので、ぜひ東部地域にこういった機能をきちんと残せるようお願いしたいと思います。ぜひ検討していただければという要請です。

◎西森（雅）委員長 質疑を終わります。

以上で、医療政策課を終わります。

以上で、健康政策部を終わります。

《文化生活部》

◎西森（雅）委員長 次に文化生活部について行います。

それでは議案について、部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎池上文化生活部長 それでは、6月議会への提出議案など3件について、総括説明を申し上げます。

まず、令和6年度一般会計補正予算について御説明します。文化生活部補正予算総括表を御覧ください。当部では、2,781万3,000円の増額補正をお願いしています。内容は、私学・大学支援課において、私立学校を対象にふるさと納税制度を活用して、教育環境の充実や学校の魅力化などのプロジェクトを支援する、ふるさと母校応援制度の運用を開始しようとするものです。

続きまして、条例その他議案について御説明します。高知県公立大学法人定款の変更に関する議案説明を御覧ください。これは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により地方独立行政法人法が一部改正されたことに伴い、高知県公立大学法人定款に規定する年度計画に関する事項の記載を削除する必要があることから、定款の変更について議決を求めるものです。

続きまして、報告事項について御説明します。高知県債権管理条例第14条の規定に基づき、石元泰博氏の写真著作物の利用許諾による著作権使用料及び当該使用料に附帯する遅延利息に係る債権を1件放棄したことを御報告するものです。

なお、各議案及び報告事項の詳細につきましては、それぞれの担当課長から御説明申し上げます。

最後に、文化生活部が所管しております審議会の開催予定などについて、御報告いたします。令和6年度各種審議会の開催予定についてを御覧ください。当部が所管しております審議会の開催予定日や、主な審議項目などを記載しています。今後の開催状況などにつきましても、随時御報告いたします。

私からの説明は以上です。

〈私学・大学支援課〉

◎西森（雅）委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

私学・大学支援課の説明を求めます。

◎大窪私学・大学支援課長 当課からは、一般会計補正予算1件、条例その他議案1件を提出しております。

まず、一般会計補正予算について説明いたします。先ほど部長からも説明がありましたように、高知県内の私立学校に対し、教育環境の充実や学校の魅力化などのプロジェクト

を支援するため、クラウドファンディングによる、ふるさと納税の寄附金を活用したふるさと母校応援制度の創設に係る予算を計上しております。

資料の1ページは歳入予算です。こうちふるさと寄附金として2,781万3,000円を計上しております。

次の、2ページをお願いします。歳出予算としまして、一番右の説明欄になりますけれども、私学支援費2,781万3,000円を計上しており、内訳として、学校に交付する補助金、私立学校活動支援事業費補助金2,200万円。クラウドファンディングサイトの利用手数料としまして、事務費581万3,000円を計上しております。

続きまして、制度の概要について説明をいたしますので、3ページをお願いします。本事業の目的は、本県の将来を担う児童・生徒を応援するため、県内の私立学校が実施する教育環境の充実や学校の魅力化に資するプロジェクトに対して、ふるさと納税での支援を募るものです。

特徴としまして、ふるさと納税を活用することにより全国のOB・OGなどからの寄附を集めやすいほか、寄附者にとりましては、税額控除を受けられるといったメリットがございます。

事業概要の②の対象事業者は、県内に私立小中高等学校、特別支援学校を設置する学校法人としております。

③の補助対象経費は、プロジェクト実施のための必要経費で、学校の経常的経費や人件費などは対象外となります。各学校で実施、検討中のプロジェクト案としましては、右上の点線部分でございますように、吹奏楽部の楽器購入ですとか、図書の充実などとお聞きをしております。

④の補助率及び補助額につきましては、補助率は定額で、補助額は1プロジェクト当たり50万円から200万円です。すぐ下に米印で、寄附額からクラウドファンディングサイトに支払う手数料を除いた額を交付としておりますけれども、もう少し分かりやすく説明をさせていただきたいと思っております。

例えばある学校が、部活動強化のため100万円のピッチングマシンを購入するというプロジェクトを考えたとします。その場合、寄附の目標額は100万円ではなく、クラウドファンディング事業者への手数料分26万4,222円を含めた、126万4,222円になります。この126万4,222円の寄附が集まって、初めてクラウドファンディングが達成されたこととなります。学校には、クラウドファンディング事業者への手数料を除いた、100万円を交付することとなります。

補助額の下限額50万円と上限の200万円については、先行している本県のクラウドファンディングの事業や、他県の事業例を参考にこの額を設定しております。

なお、目標額を超える寄附が集まった場合でも、補助目的に該当するものについては、

上限額である200万円を超えて交付することができるよう、上限額は目安という形にしております。

⑤の所要額は、1プロジェクト当たりの上限額200万円に対象となる11法人を掛けた2,200万円の補助金と手数料581万3,000円を合わせまして、2,781万3,000円を予算計上しております。

一番下の段、令和6年度のスケジュール案としましては、本議会で御承認をいただきましたら、7月からプロジェクトを募集し、実施希望校からプロジェクトの事業計画を提出いただきます。その後、県においてプロジェクトの認定を行った後、各学校において順次クラウドファンディングサイトへの登録を行い、最長で2か月程度の期間クラウドファンディングを実施いたします。目標額を達成しましたら、寄附額の総額からクラウドファンディング事業者への手数料を差し引いた額を学校にお知らせし、学校はその額で交付申請を行い、県は交付決定を行う流れになります。その後、各学校において、年度内にプロジェクトを実施する流れになります。

なお、目標額を達成しなかった場合は、プロジェクトが成立しないオール・オア・ナッシング方式での寄附募集としており、目標未達成の場合の寄附はキャンセル扱いとなり、県への入金はされず補助金も交付されない仕組みとなっております。

ふるさと母校応援制度の説明につきましては以上になります。

続きまして、条例その他議案について説明をいたします。高知県公立大学法人定款の変更に関する議案についてです。4ページのポンチ絵をお願いいたします。

令和5年6月に地方独立行政法人法が一部改正され、年度計画及び年度評価が廃止されたことに伴い、高知県公立大学法人の定款から、年度計画に関する事項を削除するものです。

地方独立行政法人法改正前は、公立大学法人において、毎年、業務運営に関する計画、年度計画を策定することが義務づけられており、その翌年には知事の附属機関である評価委員会による業務の実績に関する評価、年度評価を実施しておりました。公立大学法人において、6年間の中期計画を策定しているにもかかわらず、毎年、年度計画を策定し、年度評価を受けることは、公立大学法人にとっても、設立団体である県にとっても、大きな事務負担となっており、既に年度計画、年度評価を廃止している国立大学法人の例を踏まえ、公立大学法人においても、中期計画に業務運営の指標を定めることにより、年度計画、年度評価が廃止をされました。この法改正により、中期計画期間中の6年間、毎年行われていた業務実績の評価は、6回から2回にまで減ることになり、これにより公立大学法人の事務負担が軽減され、本来の業務により一層取り組むことが可能になりました。

5ページをお願いします。こちらは新旧対照表で、第19条、第22条、第25条については、いずれも年度計画の文言を削除しております。

一番上の定款第15条第2項につきましては、過去の地方独立行政法人法施行例の一部改正に伴う条の繰下げが定款に反映されていなかったことに伴う修正です。また、同条において定める教員の定義を括弧書きで明記する形に修正をしております。

以上が、今回の定款変更の内容です。定款の変更につきましては、地方独立行政法人法第8条第2項において、議会の議決を経て、総務大臣及び文部科学大臣の認可を受ける必要がある旨規定されていることから、今回議案として提出をさせていただくものです。

私学・大学支援課からの説明は以上です。

◎西森（雅）委員長 質疑を行います。

◎西内委員 クラウドファンディングの話ですけれども、上限200万円はどういう考え方によっているのでしょうか。

◎大窪私学・大学支援課長 これまでの本県のクラウドファンディングの実績や、他県の事業例から実現可能な額として設定しています。

◎西内委員 例えば実施検討中のプロジェクト案で、私立学校へのアンケート結果によるとありますけれども、これは金額が大体このぐらいが上限とお示した上で、こういう項目が出てきているのか、または、数字なくしてアンケート結果でこういう項目が出ているのかお分かりになりますか。

◎大窪私学・大学支援課長 金額をお示した上でどういうことができるかをお尋ねしているところです。

◎西内委員 プロジェクトの内容は彼らが考えることですけれども、ロケットをとばしたいや船を造りたいなどの大きなプロジェクトも可能性としてはあるわけですが、今のアンケートの取り方だと学校は、その金額やったらこのプロジェクトが上限というように、ある意味制約要件になってしまっている気がするんです。今後この制度を続けていくに当たっては、上限200万円にこだわらず、子供たちがそれぞれの能力を伸ばせる、夢をしっかり描けるような制度設計を心がけていただきたいと思います。

◎大窪私学・大学支援課長 まず、今のスキームで1度事業実施をしてみて、その効果の検証や、学校からの意見も踏まえながら、必要に応じて適宜スキームについては見直しを図ってまいりたいと考えております。

◎岡本委員 クラウドファンディングの件ですけれども、上限額200万円掛ける11法人で2,200万円と。この額が集まらなければ、全てキャンセルというお話でした。例えば1つの学校が200万円の目標を達成したが、1つの学校が目標額を集められなかった場合、総額では2,200万円は集まるんだけれども、1つの学校が集められなかった場合はどうということになるのでしょうか。

◎大窪私学・大学支援課長 寄附金が集められなかった場合はそのクラウドファンディングは達成しなかったこととなりますので、県へ入金もされませんし、補助金が交付される

ことはございません。それぞれのプロジェクトごとに判断します。

◎岡本委員 11法人で1法人だけが目標を達成し、あとの10法人は目標達成できなかった場合は、1法人だけがクラウドファンディングのお金を受けて、あとの10法人は受けられないという判断ですか。それとも全部が受けられなくなるのか。

◎大窪私学・大学支援課長 プロジェクトごとの判断になりますので、そのプロジェクトで達成したところが受けられるし、達成できなければ受けられないという形になります。

◎岡本委員 総額として、2,781万3,000円の予算が組まれています。1法人しか受けられなかった場合には、必然的にこの予算額が変わってくることになるわけですか。

◎大窪私学・大学支援課長 予算額はこの金額で組んでいますけれども、目標額を上回ってくるプロジェクトもあれば、未達成となるプロジェクトもある可能性もございますので、必ずしもこのとおりの額では出しにくい部分ではございます。

◎岡本委員 集められなかった学校については、受けられないということで、平等でない見方にとれるんですけど、そのあたりについてはどうですか。

◎大窪私学・大学支援課長 プロジェクトは、必ずしも200万円でないといけないわけでもなくて、金額を低く設定することもできます。それは各学校において、金額もプロジェクトも設定します。そのクラウドファンディングサイトの支援も受けながら、プロジェクトを実施するようにしています。全てが必ず達成できるかは分からない部分もありますけれども、全てが達成できるように、支援をしながら取り組んでまいりたいと考えております。

◎塚地委員 先日の三石委員への部長の御答弁で、それぞれの学校への国の補助金と県の補助金を具体的に示していただいて、私学に対する国の補助金はすこぶる脆弱だということを改めて実感しました。私学振興議員連盟も、私学に対する国の補助をずっと要望されていますけれど、それ自体はすごく大事なことだと思っております。その上で、このクラウドファンディングは、学校側からぜひ県にやってほしいという要望が幾つかの学校から来たのでしょうか。

◎大窪私学・大学支援課長 もともとは学校から、ほかの県でもクラウドファンディングをやっているんで、ぜひ高知県でもできないだろうかというお話があってスタートしているところです。

◎塚地委員 幾つの学校からですか。

◎大窪私学・大学支援課長 最初言ってこられたのは1校です。

◎塚地委員 実施検討中のプロジェクト案を見たときに、夢のようなお話ではなく、吹奏楽部の楽器や図書室の充実、マットの交換など最低必需品です。切実に求めているものは、もっと基本のラインできちんと措置されるべきと改めて思いました。

この取組は、県は補助額という言い方をしていますけれども、1銭も出さないわけです。いかにも県は補助していますと見えるのは、確かに一旦ふるさと納税を受けて、それを財

源に県が出すから、いかにも県が補助しているように見えるけれども、実態は、学校がそれぞれ努力してクラウドファンディングで集めたお金を県を通して返すというシステムです。教育予算としてこういう考え方で進めることは、行政としていかがですか。

資料の所要額のところを見ていただくと、2,200万円集めるために、サイトの管理者に581万円払うわけで非効率です。キャンセルになった場合も、この金額はサイトの運営者にお支払いしないといけないですか。

◎大窪私学・大学支援課長 クラウドファンディングが達成したときのみ必要になります。

◎塚地委員 キャンセルになったときには払う必要がないのですか。

◎大窪私学・大学支援課長 そのとおりです。

◎塚地委員 2,200万円を集めるのに事業者には約581万円を支払うシステムを、教育活動に取り入れるのはどうなのか。しかも補助金扱いにすることによって、年度内に使う必要があるので、プロジェクトを決めて実施するまでの間が結構タイトになります。タイトな期間に限定すると、今必要なものをちゃっちゃと買いますというプロジェクトしか出てきにくい状態だと思います。事業としての効率の問題もそうですし、教育予算の在り方としていかがなものかと思っております。

◎大窪私学・大学支援課長 クラウドファンディングを実施する場合は、専門のクラウドファンディングの事業者の活用は必須です。クラウドファンディングの事業者に依頼することで、各学校はその専任の担当者のサポートが受けられて、そのクラウドファンディングのページの作成であったり、クラウドファンディング実施中の広報戦略の助言が受けられることになっております。

今回のふるさと母校応援制度には、大きく3つメリットがあると考えております。1つ目は、学校としてのメリットですけれども、教育環境の充実や、学校の魅力化などふだんなかなか手が届きにくい部分について、学校で経費を負担することなく実施できること。

2つ目は、寄附者が、ふるさと納税の制度を活用することで、税の控除が受けられて、少ない自己負担で自分の母校を応援できること。

3つ目は、事業を寄附金で実施できるので、県民の税金である県費を持ち出すことなく事業を実施できることです。

この事業において、学校は、県のふるさと納税のプラットフォームを活用できるメリットもありますし、自己負担もなく事業を実施できるので、十分なメリットを享受しているのではないかと考えているところです。

◎塚地委員 今お話もあったように、クラウドファンディングをしたときに、専任の人が必要なわけですか。今の多忙化の学校の現場の中で、ここに専任を置いて実施する事業かどうかは再考の必要があると思います。今学校現場の事務局体制自体も脆弱で多忙化もあるので、その問題は検討が必要だと思います。

◎大窪私学・大学支援課長 この事業は、あくまでも学校の手挙げ方式の事業としております。学校でなかなか事務負担が厳しいと考えているところもございます。決して実施を強制しているわけではございませんので、そこはご理解いただけたらと思います。

◎塚地委員 実施は強制していないけれども、県民の税金を使う必要がなくなるのがメリットという考え方がいかなものかと思うんです。教育の充実のためには税金もきちんと使うのが本来の考え方で、教育の部門まで自助をどんどんつぎ込んでいく考え方の先駆けと思って、この予算には納得がっていないことをお伝えしたいと思います。

◎坂本委員 学校ごとにクラウドファンディングを始めて、達成できたところ、できなかったところにおける生徒たちの心情的なものを、学校側はどう考えているんだろうかと。例えば、達成した学校は、OBの皆さんがみんなのことを心配して、期待して寄付してくれた、達成できなかった学校は、うちのOBは学校のことを考えてくれていないという学校の中の溝みたいなものを生じさせたり、あるいはそこまで自分たちのことを期待してくれていないのかという生徒たちの思いについて考えたかどうか、学校から聞いたことはありますか。

◎大窪私学・大学支援課長 学校と話をしたことはございません。

◎坂本委員 学校が強制しているものではないということとあわせて、学校としてはこのことで子供たちの教育的な面にどういうことが生じるのか十分考えた上で、事業を実施するかしないか判断してくださいということを伝えてもらったほうがいいと思います。

◎大窪私学・大学支援課長 委員指摘のとおりだと思いますので、学校とも話をしていけたらと思います。

◎塚地委員 公立大学の定款の関係ですけれども、もともと国立大学法人が変わったことを受けて、公立大学法人も変えるということで。国立大学法人のときに問題になった1つが、中期計画の中身が結構細かくなって、さらに負担が増える中身になっている前提があったと思うんですけれども、公立大学法人の場合に、中期目標の中身の変化も今回同時に行われているものでしょうか。

◎大窪私学・大学支援課長 国立大学法人と同じような形で、中期計画が結構細かい内容になっていることもありまして、さらに細かい年度計画までは要らないのではなかろうかということで、意見が出てきたところです。

◎塚地委員 地域の自主性及び自立性を高めるための改革になっているんですけれども、中期計画の標準的なものとして言われたことは、結構中身が細かくなってしまっていて、これは言っていることと中身とはそごがあると思って見させていただいたんです。その中で公立大学法人は、県民の皆さんの税金によって賄われている大学ということを考えたときに、年度計画について、3年に1度になったらいいという話に不安な声はあろうと思いますが、それに対する対応はあるんですか。

◎大窪私学・大学支援課長 評価委員会につきましては今後も年1回開催をします。非常に簡素化された形ではありますが、前年度の取組状況について法人両大学から報告を受けて、評価委員と意見交換を行うことによって、適切に中期計画の進捗確認や進行管理を行っていくことにしております。

◎塚地委員 1年に1回開かれる評価委員会は、公開で議事録がある形ですか。

◎大窪私学・大学支援課長 公開で実施して議事録もあります。

◎塚地委員 県民の目線や、大学の目線がきちんと運営の中に反映されていくことが大事だと思いますので、その点はしっかり実施していただくようお願いしておきたいと思っております。

◎西内委員 坂本委員の関連で、クラウドファンディングが失敗したときの効果に留意が必要と思っています。成功したときは、皆さん喜ぶと思うんですけど、失敗しても学ぶことはあると思っております。やはりOB・OGに目が行きがちですけれども、それ以外の他県の方などから広範にクラウドファンディングを受けられるので、達成しなかったときに、自分たちの提案がどんなふうに映ったか、次はこうしようなどというところへつなげるプラスの面もあるので、ぜひ果敢にチャレンジいただけるよう皆さんに話をしていただけだと思います。

◎西森（雅）委員長 クラウドファンディングのことで聞きますけれど、1つの学校が1プロジェクトしか駄目ですか。例えば、2つ、3つ手を挙げることも可能ですか。

◎大窪私学・大学支援課長 1校当たり複数のプロジェクトを希望している学校もございます。ただ類似プロジェクトの乱立防止や、達成できないプロジェクトの抑制の観点もございまして、今のところ1学校法人当たり5つまで実施可能としております。

◎西森（雅）委員長 プロジェクトの金額が達成されて、さらにそれ以上の寄附金が集まった場合どういう取扱いになりますか。

◎大窪私学・大学支援課長 集まった寄付金につきましては、基本的には全て学校にお渡しすることで考えています。

◎西森（雅）委員長 例えば200万円の上限の計画を立てておいて、300万円、400万円集まってきたとして、それを学校にお渡しする。その場合、計画より多く集まってきたものに関してはどういう使い道をして構わないことになりますか。

◎大窪私学・大学支援課長 もともとの実施計画に書かれた内容に沿って使っていただく必要があります。例えばピッチングマシンで100万円の例で言いますと、200万円集まったときには、さらに上級グレードのピッチングマシンを買うことや、ピッチングマシンを2台買うなど、目的自体は大きく変えることはできないと整理しております。

◎西森（雅）委員長 ボールは構わないですか。

◎大窪私学・大学支援課長 最初の事業計画を出すときに、目標金額を少し上回った場合

には、ボール、バット、グローブを買いたいと書いておいていただいたら、そちらで対応していただく形になります。

◎桑鶴副委員長 クラウドファンディングは、なぜオール・オア・ナッシング方式にされたのか教えてほしいです。

◎大窪私学・大学支援課長 クラウドファンディングには、オール・オア・ナッシング方式とオール・イン方式の2つがあります。どちらかで実施しないといけないんですけれども、オール・イン方式の場合は、目標額の達成、未達成にかかわらず、1円でも寄附があれば成立することになっています。ただ、不足する事業費を学校が調達して、必ず事業を実施する必要があるというルールになっております。学校の持ち出しがどうしても発生してしまいますので、教育環境の充実とか学校の魅力化など、ふだん手が届きにくい部分を支援したいという事業の趣旨に反してしまうこともあって、今回はオール・オア・ナッシング方式を採用したということです。

◎西森（雅）委員長 寄付金が目標額を超えた場合の予算の取扱いはどんなになるのでしょうか。予算額を超えて支出をできるのかどうか。

◎大窪私学・大学支援課長 歳出予算が増えるということは、その分の歳入である寄附金も増えていることになりますので、新たに県費を持ち出さないといけないということはありません。予算が当然増えていくことはありますので、そういった場合には、流用するなどして、対応したいと考えております。

◎土居委員 プロジェクト案は、どこまで具体的なものが必要ですか。資料の補助対象経費に書いている、部活動を強化するための備品購入ぐらいで構わないと認識していいのでしょうか。

◎大窪私学・大学支援課長 どういうクラブでどういうものを購入したいというように、もう少し具体的に出していただく必要があると思っています。

◎坂本委員 この事業が実施された学校で、クラウドファンディングによって、それなりの収入が集まった学校について、今までやっている県補助金を減額するという事はないですか。

◎大窪私学・大学支援課長 一切ございません。

◎西森（雅）委員長 以上で質疑を終わります。

以上で、私学・大学支援課を終わります。

以上で、文化生活部の議案を終わります。

《報告事項》

◎西森（雅）委員長 続いて、文化生活部から1件の報告事項を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることといたします。

非強制徴収債権の放棄について、文化国際課の説明を求めます。

◎澤村文化国際課長 令和5年度末に、高知県債権管理条例に基づき、非強制徴収債権の放棄を行いましたので、御報告をいたします。

報告事項の1ページで、債権放棄を行いましたのは、石元泰博氏の写真著作物の利用許諾による著作権使用料及び当該使用料に附帯する遅延利息に係る債権1件で金額は1,486円です。

この債権は、高知県立美術館のコレクションの1つである、石元泰博氏の写真著作物について、平成26年に石元氏から、全ての写真作品及びフィルムに係る著作権の寄贈を本県が受けたことにより、その後の写真著作物の利用に対し、徴収している著作権使用料に係るものです。

債権放棄に至った経緯について御説明します。令和元年11月に、アメリカ、ニューヨーク州の出版社である、アパチャー・マガジンのニコル・アチャンポン氏から、写真著作物の利用許諾申請を受け、使用料として4万4,000円を請求し、令和2年1月に相手方から入金がありましたが、海外からの送金のため海外送金手数料が差し引かれ、入金額が4万2,500円となり不足額1,500円が発生しました。そのためその旨を先方に伝え、同年5月に督促状を発行したところ、翌6月に2回目の入金がありましたが、同じく海外送金手数料が差し引かれたため、入金額600円となり、不足額900円が発生することになりました。これは、受取人が負担する送金手数料が振り込み銀行によって変動するなど、額が一律となっていないことが主な原因であり、同年7月には、相手方から今後これ以上の送金はしない、連絡も遠慮してほしいという旨の連絡があり、以後連絡がとれなくなったものです。

その後も督促を行ったものの、相手方からの連絡がなく、令和3年1月18日付で、地方自治法施行令第171条の5、第1項第3号に基づき、相手方に送金の意思がなく、履行が著しく困難であること、また債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるものとして、徴収停止といたしました。その後、令和6年1月18日をもって、徴収停止の措置をとった日から3年を経過したことから、高知県債権管理条例第14条第1項第1号に基づき、債権放棄を行うこととなったものです。

今回の案件は、庁内の税外未収金対策幹事会債権管理推進部会で確認をした上で、令和6年3月29日付で債権放棄を決定しております。

今回の案件については以上です。

◎西森（雅）委員長 質疑を行います。

◎西内委員 国内でも同じようなことは起こり得るのではないですか。その場合は割とすぐ連絡とって振り込んでもらえるから、事なきを得ているというか。要は、海外だから銀行の取扱いの問題があると言われていましたけれど、事前にちゃんとした資料で請求をかけておけばこんな問題が生じるのかということですけど、どうですか。

◎澤村文化国際課長 送金手数料につきましては、本来であれば利用者負担で、御説明も

美術館からさせていただいていたんですけれども、少し意思の疎通がとれなかったということです。今後も、その部分については利用者負担ということで周知徹底を図っていきたいと思っておりますし、今回の案件も踏まえて海外については、手数料が不要で使用料が確実に徴収できるクレジット決済を推奨していきたいと思っております。

◎西森（雅）委員長 以上で質疑を終わります。

以上で、文化国際課を終わります。

以上で、文化生活部を終わります。

ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は、午後1時といたします。

（昼食のため休憩 12時01分～12時59分）

◎西森（雅）委員長 休憩前に引き続いて、委員会を再開いたします。

《公営企業局》

◎西森（雅）委員長 公営企業局について行います。

それでは議案についての、局長の総括説明を求めます。

なお、局長に対する質疑は、課長に対する質疑と併せて行いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎澤田公営企業局長 それでは、総括説明をいたします。公営企業局からの提出議案は、工業用水道事業会計の補正予算1件と報告事項1件です。

まず、2ページの議案目録を御覧ください。上から2番目、第2号議案、令和6年度高知県工業用水道事業会計補正予算につきましては、香南工業用水道事業に関しまして、香南市赤岡町に位置する北部工業団地に進出するユーザーに対しまして工業用水を供給するため、経年劣化した取水・送水設備の整備に要する増額補正をお願いするものです。

次に、報告事項は、県営水力発電所の次期売電契約に係る公募についてです。具体的には、現在、四国電力株式会社と締結している売電契約の期間が今年度末で終了するため、新たな売電契約の締結に向けた公募内容について御報告するものです。それぞれの詳細につきましては、担当課長から御説明をいたします。

私からの総括説明は以上です。

〈電気工水課〉

◎西森（雅）委員長 それでは所管課の説明を求めます。

電気工水課の説明を求めます。

◎石原電気工水課長 それでは、令和6年度高知県工業用水道事業会計補正予算について御説明いたします。危機管理文化厚生委員会資料、令和6年6月定例会議案資料参考の1ページをお願いいたします。

3 補正予算内容の説明の上の表、収益的支出、第1款工業用水道事業費用、第1項営業費用、第4目資産減耗費の固定資産除却費としまして101万2,000円と、下の表、資本的支出、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目有形固定資産の香南機械及び装置2,941万4,000円につきましては、いずれも香南市赤岡町にあります北部工業団地へ進出する新規ユーザーに給水するために、香南工業用水道の取水及び送水施設を整備するための費用を計上するものです。

整備について、具体的な説明をいたしますので、次のページ、香南工業用水道事業、北部工業団地向け取水・送水設備の整備をお願いします。

資料左側上段、香南工業用水道事業の概要を御覧ください。香南工業用水道は地下水を水源とし、香南市香我美町に位置する川谷刈谷工業団地と、香南市赤岡町に位置する北部工業団地の2か所の工業団地に、最大日量8,000トン进行給水する能力を有しており、地図には、今回補正に関連します北部工業団地への給水ルートを、赤い線で示しております。下地第1及び第2水源にて、地下水をポンプでくみ上げた後、埋設配管にて中央ポンプ場の貯水槽に送水し、その後、東部自動車道の南側にあります北部工業団地に給水するものです。

左側下段、北部工業団地向け取水・送水施設の整備に至る経緯を御覧ください。香南工業用水道施設は、平成9年9月から建設工事に着手し、平成14年3月に完成しています。平成24年7月には、北部工業団地に立地する大三株式会社から、事業拡大に伴う給水の要請を受け、赤岡工場への給水を開始いたしました。その後、順調に給水を継続しておりましたが、令和元年12月に大三赤岡工場の精練棟内で発生した火災の影響を受け、給水を停止し現在に至っております。

このたび、この大三株式会社 of 工場を株式会社東海理化が取得し、北部工業団地に新規ユーザーとして進出することを受けて、同工業団地向けの給水を再開することとなったものです。

資料右側上段、取水・送水設備の概要を御覧ください。今回整備する機器は、北部工業団地向けの取水・送水設備のうち、経年劣化により機能不全となっているポンプの運転制御に必要な通信装置や流量等の測定装置、ポンプ制御用機器が対象となります。これらの機器の更新費用として、建設改良費2,941万4,000円、既設機器の撤去にかかる費用として、除却費101万2,000円、合わせて3,042万6,000円の補正予算をお願いするものです。

右側下段の、今後のスケジュールを御覧ください。今回の6月議会において議決をいただきましたら、7月中に工事発注を行い、本年12月末までには現地工事を完成し、新規ユーザーへの給水は1月から開始したいと考えております。

なお、新規ユーザーは令和7年7月からの本格稼働に向けて、施設整備を行っていると考えております。

電気工水課からの説明は以上です。

◎西森（雅）委員長 質疑を行います。

◎土居委員 この機器類ですけれども、令和元年12月までは使っていたわけです。5年間で機能不全になっているんですけれども、使っていない間の機器のメンテナンスやテストはどんな状況でしょうか。

◎石原電気工水課長 各水源のポンプ運転に関しましては月1回試運転をしております。ユーザー側に設置しているテレメータ装置が、令和元年までは通信できておりましたが、それ以降5年間通信をしておらず、今回機能を調査しますと、駄目になっていたのも、このテレメータ装置を交換することになっております。

◎土居委員 その他、下地第1・第2水源や警報設定機器もテストはしていましたか。

◎石原電気工水課長 各水源における取水は可能であります。かなりさび等も出てきており、安定的な給水が難しい状況であることを確認しましたので、今回交換をさせていただきたいと考えております。

◎西森（雅）委員長 質疑を終わります。

以上で、電気工水課を終わります。

以上で、公営企業局の議案を終わります。

《報告事項》

◎西森（雅）委員長 続いて、公営企業局から1件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることにいたします。

県営水力発電所の次期売電契約に係る公募について、電気工水課の説明を求めます。

◎石原電気工水課長 県営水力発電所の次期売電契約に係る公募につきまして、御報告いたします。危機管理文化厚生委員会資料、令和6年6月定例会報告事項、公営企業局の2ページを御覧ください。

公営企業局が所管しております3つの水力発電所の電気について、平成21年度に四国電力株式会社と締結しました売電に係る基本契約が、令和7年3月末で終了いたします。令和7年4月以降の売電契約の相手方につきましては、これまで議会においていただいた御意見を踏まえるとともに、先行する他県の事例、新電力へのヒアリング内容などを参考に、売電料金だけでなく県営水力発電所を生かした地域貢献や、脱炭素社会への取組の提案などを求める公募型プロポーザル方式により選定したいと考えております。

資料中段左側、公募型プロポーザル実施条件を御覧ください。まず、参加資格については、国内で当局の3つの水力発電所の年間売電電力量に当たる1億6,000万キロワットアワー以上の電気の販売実績があり、県内でも販売実績のある小売電気事業者を対象にしたいと考えております。

次に、プロポーザル評価項目については、電気事業の料金収入に当たる売電価格のほか、

地域貢献や環境価値の活用、また県有施設への供給について提案していただき、評価するとともに、提案事業者の経営の確実性についても評価したいと考えております。

なお、電気の供給を受ける県有施設につきましては、公営企業局が所管しております工業用水道の送水ポンプ場など、計6施設を考えております。

資料中段の右側、公募内容（案）を御覧ください。対象となる発電所は、永瀬、吉野、杉田の3つの県営水力発電所で、契約期間は経営の安定化を考慮し、令和7年度から9年度までの3年間としております。売電価格は、事業者から提案を求めるものとしております。

なお、事業者からの売電価格や個別の提案内容につきましては、資料左下、公募型プロポーザル審査委員会の設置にありますとおり、県及び公営電気事業の全国組織である、経営者会議の事務局の方、外部有識者などで構成する審査委員会を設置し、評価、審査を行います。

最後に、右側下段、今後のスケジュールを御覧ください。7月下旬に募集を開始し、8月に参加表明の受付と参加資格要件確認、その後10月に提案書を受け付けて審査を行いまして、12月に契約締結を行いたいと考えております。

電気工水課からの説明は以上です。

◎西森（雅）委員長 質疑を行います。

◎岡本委員 四国電力との契約も1つの選択肢になっていますか。

◎石原電気工水課長 四国電力も入っております。

◎岡本委員 四国電力のこれまでの付き合いもあったり、書類上のことも含めて、相手としたらいいのではないかと思うんですけれども、そのあたりについての考え方を教えてください。

◎石原電気工水課長 先ほど、主な参加資格でも御説明させていただきましたが、国内で年間の1億6,000万キロワットアワーの電気の販売実績があるという中で言えば、四国電力もありますし、新電力のほうでも4社ぐらいは実績があります。そういう方々からよりいい提案をいただきたいと考えております。

◎坂本委員 関連で。参加資格を満たしている事業者が、どれだけありますか。

◎石原電気工水課長 企業数で20社ぐらいはあるんですが、今回電気で県の一般競争入札をしていただいた業者で言いますと、新電力が4社と四国電力で5社になっております。

◎坂本委員 参加資格があるのは20社ですけれども、これまで県の入札で応募してきた事業者は、四国電力を含めて5社しかないですか。

◎石原電気工水課長 はい。

◎西森（雅）委員長 質疑を終わります。

以上で、電気工水課を終わります。

以上で、公営企業局を終わります。

《危機管理部》

◎西森（雅）委員長 次に、危機管理部について行います。

《報告事項》

◎西森（雅）委員長 危機管理部から2件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることといたします。

それでは、部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎三浦危機管理部長 危機管理部から、2件の報告事項がございます。概要を御説明いたします。

1つ目は、事前復興まちづくり計画検討のための津波シミュレーション結果です。沿岸19市町村が取り組まれております、事前復興まちづくり計画の土地利用を検討する際の参考資料としていただくために、三重防護といった堤防の整備効果を踏まえた津波シミュレーションを行って、その結果を5月に公表させていただきましたので、今般、改めて御報告をさせていただくということです。

2つ目は、令和6年能登半島地震の課題を踏まえた南海トラフ地震対策の強化です。現在県では、南海トラフ地震対策行動計画によって、対策を進めているところですが、第6期の計画の策定を踏まえて能登半島地震の教訓を生かすということで、南海トラフ地震対策アドバイザー、それから被災地派遣職員から聴取した意見がございます。前回の業務概要委員会のときにも、その説明をお聞きしたいという話もございましたので、今回御報告をさせてもらうものです。

詳細につきましては、担当課長から説明いたします。

次に、審議会の経過報告をいたします。2ページを御覧いただきたいです。

表の上から5つ目、高知県救急医療協議会を5月28日に開催して、心肺蘇生を望まない傷病者への救急隊の対応に関するプロトコルの策定等について審議を行いました。

私からの説明は以上です。

◎西森（雅）委員長 続いて、事前復興まちづくり計画検討のための津波シミュレーション結果について、南海トラフ地震対策課の説明を求めます。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 まず、報告事項の1つ目、資料の1ページを御覧ください。本年5月に公表しました、事前復興まちづくり計画策定のための津波シミュレーション結果について御説明します。

1の目的と概要を御覧ください。今回公表した津波シミュレーションの結果は、沿岸市町村が現在取組を進めている事前復興まちづくり計画を作成する中で、土地利用を検討す

る際に活用していただくことを目的としています。

事前復興まちづくり計画では、津波による被害のリスクのほか、現在整備を進めている三重防護事業や、被災後に復旧される堤防等の耐震化などの整備効果を考慮した上で、被災後を想定した土地利用を検討する必要があります。このため、耐震化される堤防等の整備効果を考慮して、堤防等の構造物が破壊しないと本県独自に仮定した津波シミュレーションを実施し公表したものです。

2の活用時の留意点を御覧ください。今回のシミュレーションは、事前復興まちづくり計画にのみ使用すること。また、避難の用途には平成24年に公表している津波浸水想定を使用することとしている点です。避難については、最悪の条件の基で備えておく必要があるため、国の手引に基づき堤防等の構造物が破壊する条件でシミュレーションし、平成24年に公表した津波浸水想定を使用することとしています。

次に、2ページをお願いします。津波シミュレーションは、最大クラスの地震、津波、L2を想定し、県内の沿岸全域で実施しております。結果については、県の南海トラフ地震対策課のホームページで公表しています。そのうち、1例として、高知市における最大浸水深の津波シミュレーションの結果を添付しています。

資料右下の最大浸水深差分図を御覧ください。この差分図は、今回のシミュレーション結果と、平成24年の津波浸水想定との浸水深の差を表した図となっています。青色で着色されている部分は、浸水深が浅くなった箇所、赤色で着色されている部分は、浸水深が深くなった箇所を示しています。全ての堤防が破壊されないと仮定した場合には、堤防の整備効果により浸水深が浅くなっている箇所がある一方で、堤防の整備効果によって水がせき止められ、浸水深が深くなったりすることが見てとれます。この資料の利用可能な土地のエリアを把握していくことで、事前復興まちづくり計画の促進を図っていきたいと考えています。

以上で説明を終わります。

◎西森（雅）委員長 質疑を行います。

◎坂本委員 これも踏まえながら、各自治体で計画が策定されることになるんですけども、計画策定する上で、例えば地籍調査がどれだけ進んでいるかは、県としてそれぞれの自治体に情報提供をするのでしょうか。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 地籍調査につきましては、各市町村で行われているものと承知しております。用地対策課が毎年度市町村の集計をして公表しているデータもございますので、基本的には自治体、市町村で御対応をされていると考えております。

◎坂本委員 県でも用地対策課に照会をすれば、各市町村分は全部把握されていますでしょうか。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 進捗状況につきましては用地対策課で毎年市町村の集計

をまとめておりました、そちらで確認することができます。

◎塚地委員 この復興のまちづくり計画の場合にだけ用いる浸水予測図は、全ての構造物が完成したことを仮定しているとなったときに、全体の完成時期をいつと見込んだ地図なのか教えていただけますか。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 今回のこの津波シミュレーションに当たりましては、令和5年3月時点での整備効果と計画を基にシミュレーションをしております。整備につきましては、いつ時点ということではなくて、全てが整備された条件の下でシミュレーションを行っております。計画につきましては、今、令和5年3月時点で計画されているものを、今回のシミュレーションの中に反映していることとなります。

◎江淵危機管理部副部長（総括） 補足いたします。こちらの津波シミュレーションは、今整備を進めている三重防護をはじめとする堤防が完成して、かつ南海トラフ地震が発生した後、堤防が傷んでそれを耐震化をもって復旧した後の堤防の状態でのシミュレーションを行っております。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 考え方としましては、全てが耐震化された条件の下で整備して、シミュレーションの結果を公表していることとなります。

◎坂本委員 関連で。先日、土木部の港湾・海岸課が長期浸水の関係で公表しています三重防護が出来る目標年次が、令和13年度時点ということだと思んですけど、この令和13年度時点と今説明されているものがどんなに違うかが、よく分からないんですけど。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 現在三重防護やほかの堤防、海岸の堤防工事をされていますけれども、完了年度がいつではなくて、全てが完了した後という条件を1つつくっています。それと、耐震化されていない堤防につきましても、次の南海トラフ地震で被災した後に、堤防が耐震化された状態で復旧されることを想定しております。結論としましては、堤防等が全て耐震化される状態の下で、今回の危機管理部はシミュレーションしております。

港湾・海岸課は高知市内の長期浸水を想定しております、令和13年度の三重防護の完了を目標にしている点が、私どものシミュレーションとの異なる点になります。

◎西森（雅）委員長 南海トラフ地震が発生した後の整備とあるが、その発生で最大クラスの津波が来てしまったらどうなりますか。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 今回の津波シミュレーションは、被災後の土地利用を想定して、それをまちづくりに生かしていただくことが大前提です。私たちのイメージしているのは、次の南海トラフ地震が来て被災したとしても、全ての堤防を耐震化した堤防に復旧した後、どのように土地を活用するかという観点でシミュレーションをしていますので、そこが港湾・海岸課との違いになります。

◎塚地委員 つまり一遍堤防が駄目になり、耐震化で全て整えた後でも浸水がある地域に

なりますか。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 現在、整備を進めていますのはL1津波、地震に対応するものになってございます。最終的には、最大で言いますとL2の地震になった場合に、当然L1で整備されたものを乗り越えてくるようになります。L1の堤防の機能としましては、粘り強い構造にして避難時間を稼ぐ効果になってございます。

◎塚地委員 私たちでもそこが分からないぐらいなので、相当注意して公開してください。堤防が三重防護も出来て浸水地域が減ってくるのではないかというイメージで捉えてしまうと思うんです。注釈の仕方、説明の仕方、取扱いに工夫が要ると思います。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 委員のおっしゃるとおり、この資料は事前復興まちづくり計画のみに使用することを目的に、シミュレーションをしております。避難の用途には使っていないようにするために、全ての資料に赤字で「この資料は、避難の用途には使用しないでください」と表示を出してございます。それと県のホームページにも公表しているんですけども、公表する位置を事前復興まちづくりの項目の下にだけ参考として添付するように配慮はしております。

◎塚地委員 先ほど御説明いただいたような内容をここに分かりやすく書いておくことが大事であると思うので、ぜひ工夫をよろしくお願ひしたいと思います。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 委員からの注意点も留意しまして、分かりにくいようでしたら見直すように対応してまいりたいと考えております。

◎西森（雅）委員長 「使用しないでください」の表示が、もうちょっと大きかったらいいかもしれません。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 分かりました。

◎西森（雅）委員長 質疑を終わります。

次に、令和6年能登半島地震の課題を踏まえた南海トラフ地震対策の強化について、南海トラフ地震対策課の説明を求めます。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 それでは報告事項の2つ目、令和6年能登半島地震の課題を踏まえた南海トラフ地震対策の強化について御説明いたします。

資料の3ページを御覧ください。能登半島地震を踏まえ、南海トラフ地震対策推進本部のアドバイザーと、被災地へ派遣された職員から、地震対策の強化に向けて御意見をいただきましたので御説明します。

こちらは、本年6月6日に開催されました、南海トラフ地震対策推進本部会議において報告した内容のうち、主な意見を一部抽出したものになります。詳細の内容は、県の南海トラフ地震対策課のホームページに掲載しておりますが、そのうち第5期南海トラフ地震対策行動計画の取組の新規拡充などにつながる主な意見と対応について取りまとめたものです。

まず、1のアドバイザーからの主な意見・対応についてです。

①として、孤立を前提とした事前の準備として、新しいテクノロジーの活用やライフラインの確保、分散備蓄が必要との意見をいただきました。これを受けた対応として、備蓄に対する啓発の推進と、内閣府が進める「物資調達・輸送調整等支援システム」のさらなる活用を市町村に促すこととしています。

続いて、②物資や人的支援を円滑に受け入れるための体制整備への御意見をいただきました。これに対しては、市町村の訓練に受援に関する内容を盛り込むよう働きかけを行うこととしております。

続いて、③応急危険度判定調査等へのICTの活用検討が必要との御意見をいただきました。これに対しては、訓練時の活用方法や実際の発災時にどのような活用ができるのか検討を行うこととしています。

続いて、④教育が早期に再開されるよう教員不足も想定した事前の検討が必要との御意見をいただきました。これに対しては、私立学校について、中学と高校両方を設置している場合、先生を共有することは可能と思われるので、アドバイザーの意見の共有や現状確認を行うこととしております。

次に、2の被災地派遣職員からの主な意見・対応についてです。

まず、①内閣府のクラウド型被災者支援システムを活用した業務の効率化への意見をいただきました。これに対しては、市町村に対し、利用促進の働きかけを行うこととしています。

続いて、②住家被害認定調査の効率化のため、空き家対策の強化が必要との意見をいただきました。これに対しては今年度空き家調査を実施するほか、市町村と連携しながら空き家対策の取組を進めることとしています。

最後に今後の取組として、現在能登半島地震における被害状況や対応状況について、本県独自に調査分析を行っており、アドバイザーなどからの意見や国における検証結果も参照にした上で、秋頃に調査分析結果を取りまとめることとしています。来年度からの第6期行動計画の策定に向けて、これらの教訓を最大限生かし対策全般を強化することとしています。

以上で説明を終わります。

◎西森（雅）委員長 質疑を行います。

◎坂本委員 部長の説明の中で、今後の審議会等の開催予定の中にも災害対策本部の関係で、地域防災計画についての議論が令和7年2月と載っていたと思うんですけども、それは今回の能登半島地震の課題を踏まえた教訓を地域防災計画の中に位置づけていく必要性もあるので、なるだけ後へ押し、地域防災計画の修正をされようとしているのか。いつもの修正時期はもう少し早かったような気がするんですけども、今回は能登半島の教

訓をいろいろ生かしていくために、年度の終わりでやろうとしているのですか。

◎重森危機管理・防災課長 高知県の地域防災計画は、昨年度は6月に改定をしております。委員おっしゃるとおり、今年度については、能登半島地震の教訓なども踏まえ、また国の動きにも注視をしながら、令和7年2月の改定を予定しているところです。

◎西森（雅）委員長 質疑を終わります。

以上で、南海トラフ地震対策課を終わります。

以上で、危機管理部を終わります。

《子ども・福祉政策部》

◎西森（雅）委員長 次に、子ども・福祉政策部について行います。

《報告事項》

◎西森（雅）委員長 子ども・福祉政策部から、3件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることといたします。

それでは、部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎西森子ども・福祉政策部長 まず、総括説明をいたします前に、県立希望が丘学園におきまして、4月16日に職員による入所児童に対する暴言と威圧行為によります虐待事案が発生しましたことにつきまして、おわびを申し上げます。直接身体に接触する暴力ではありませんでしたけれども、子供の安心や人権を大切にすべき県立の児童福祉施設でこうしたことがありましたことは、県民の皆様の信頼と期待を裏切るものでありまして、このようなことが再び起こることのないよう、体制整備や研修の充実などにより、職員の専門性の向上に取り組み信頼回復に努めてまいります。

誠に申し訳ございませんでした。

本件につきましては、報告事項として提出をさせていただいておりますので、詳細につきましては後ほど担当課長から御説明をいたします。

それでは、子ども・福祉政策部の案件は全て報告事項でして、全部で3件です。

1つ目は、非強制徴収債権の放棄について。2つ目は、希望が丘学園における職員による入所児童に対する虐待事案について。3つ目は、パートナーシップ制度の導入に関する指針の策定についてです。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から御説明をいたします。

次に、当部で所管しております審議会の開催状況です。令和6年4月の危機管理文化厚生委員会以降に開催されました審議会は、右端の欄に令和6年6月と記載しております、高知県介護保険審査会など4件です。審議会等につきましては御手元の一覧表に主な審議項目、決定事項等について、また審議会等を構成する委員の名簿を4ページ以降に添付し

ておりますので、御確認をお願いします。

私からの説明は以上です。

◎西森（雅）委員長 続いて非強制徴収債権の放棄について、長寿社会課の説明を求めます。

◎岡林長寿社会課長 令和5年度末に、高知県債権管理条例に基づく非強制徴収債権の放棄を行いましたので、御報告いたします。

債権放棄を行いましたのは、当課が所管する高知県老人居室整備資金貸付金及び当該貸付金に附帯する延滞利子に係る債権1件です。

この貸付金は、高齢者の在宅での生活を推進するため、高齢者専用居宅の整備、または高齢者向けに住宅を改造するために必要な資金を貸し付けるもので、昭和48年度から平成3年度まで貸し付けていた貸付事業です。現在は貸付けは行っておらず、債権管理のみとなっております。

本件は、昭和61年5月に、主債務者に対して行った70万円の資金貸付の償還に係る債権です。主債務者の所在不明で償還の初回から返済が滞っていたものですが、現況調査や督促、催告などの償還指導により、平成15年2月から平成25年9月まで、分納による納付が行われておりましたところ、平成26年6月に主債務者が破産による免責許可決定を受け、主債務者への償還を求めることができなくなりました。

以降は、連帯保証人及びその相続人に対して、電話、文書送付、訪問による償還指導を続けておりましたが、令和5年9月10日に民法の規定に基づく10年の消滅時効が完成し、連帯保証人の残る全ての相続人から時効の援用がありましたため、高知県債権管理条例第14条第1項第2号の破産法第253条第1項の規定により、債務者が当該非強制徴収債権につきその責めを免れたときに該当するとして、債権残高269万6,321円の本債権を放棄したものです。

なお、庁内の税外未収金対策幹事会債権管理推進部会で確認の上、令和6年3月29日付で債権放棄を決定しております。

説明は以上になります。

◎西森（雅）委員長 質疑を行います。

（なし）

◎西森（雅）委員長 質疑を終わります。

以上で、長寿社会課を終わります。

次に、希望が丘学園における職員による入所児童に対する虐待事案について、子ども家庭課の説明を求めます。

◎野村子ども家庭課長 希望が丘学園における職員による入所児童に対する虐待事案について、御報告いたします。

事案は4月16日の午後5時頃、希望が丘学園の寮において発生しました。加害職員は、夜間に児童指導補助を行う会計年度任用職員、60歳代の男性です。被害児童は中学校3年生の男児です。

経過です。午後5時頃、当該職員と指導員の2名が、当該児童の居室でコンセントを修理していました。そこに、ほかの児童から、居室の電気を消し忘れていたと指摘をされた当該児童がやってきて、居室の電気を消したため、当該職員が当該児童に対して「泣かすぞ」と発言をいたしました。当該児童は、その場では「済みません」と返答し、直後に入浴するためにその場を離れましたが、この当該職員とのやり取りにいらいらしていたそうです。そのいらいらした気持ちが収まらないまま、入浴後、浴室から出たところで、当該職員と目が合い、にらまれたと感じた当該児童が、当該職員に対して殴りかかろうとしました。その場にいた職員が当該児童を制止しましたが、それに反応した当該職員が当該児童に向かっていこうとしたため、その他の職員、その場にいた児童たちが当該職員を制止して引き離したというものです。実際に身体的な危害を与えることはありませんでした。

当該児童や制止した児童らに対しては、当該職員から謝罪を行い、当該児童の保護者に対しましては、当日夜に学園から一報を入れ、後日、家庭訪問により経過の説明と謝罪を行いました。

なお、この寮の児童全員に対して当課が聞き取りを実施し、今回の事案以外に学園の職員から本事案のようなことや暴力を受けたことはなかったことを確認いたしました。

今回の事案については、被措置児童等虐待対応ガイドラインに基づき、5月30日に児童福祉審議会のこども支援専門委員会に報告し、同委員会から被措置児童等虐待に該当するとの意見をいただき、県として被措置児童等虐待と認定いたしました。制止が必要な窮迫した場面ではなかった上に、職員から児童に対して「泣かすぞ」と脅かす発言をしたこと。また、当該児童が制止されている状況において、被害児童に対して向かおうとしており、これは周りの児童も怖かったと感じるほどの言動であったこと。これら一連の行為を、言葉や態度による脅かしとして、心理的虐待に該当するとの判断です。

今回の事案に至った背景としまして、会計年度任用職員に対して様々な背景を持つ子供への接し方や、被措置児童等虐待防止についての教育、研修が不足していたことが大きいと理解しています。また、職員間の日頃からのコミュニケーションが不足していたことも関係していると考えています。

このため、再発防止策として学園が作成した改善計画に基づき、全職員に対して支援に必要な知識や技術の獲得、規範意識の徹底、子供の権利擁護への意識を高めるような研修を定期的に行い、適切な支援の実施に努めてまいります。また、入所児童に関する経過や背景、支援方針や支援の留意点などを、会計年度任用職員も含め全職員で共有し、日々の支援の在り方を点検してまいります。

説明は以上です。

◎西森（雅）委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 この事案が起こったのが4月16日。ガイドラインに基づいて、児童福祉審議会のこども支援専門委員会に報告して結論を得たのが5月30日で、約1か月の期間があるわけですが、その間に学園側の認識と対応は、具体的にどういう状態だったのでしょうか。

◎野村子ども家庭課長 まず起こってすぐに学園自体も、職員や児童から聞き取りを行っています。あわせて、子ども家庭課もガイドラインに基づいて、関係する職員とその場にいた寮の子供たちに聞き取りを行い、状況を把握していったところです。学園の認識としましては、適切な行為ではないところで、当該職員に対しましては、すぐに学園長から指導も行っておりますので、認定に至るまで認識が大きく変わったところはないと思っています。

◎塚地委員 スピード感を持って対応してくださっていると思うんですけど、先日業務概要の調査でお伺いしたときに、先生方も少なくなってお昼が大変ですとお聞きしました。今回夜間の指導員との関係性ですけど、体制的に夜間になると手薄になって、いろいろトラブルが防ぎにくくなっている状態ではないですか。

◎野村子ども家庭課長 手薄になっている状態ではないと考えています。この時間帯で起こったときには、まだ正職員もおりましてし、児童に対しましても複数人数で対応できたというところもありますので、時間帯で手薄だったことはないです。ちなみに夜間勤務のうち、消灯後は宿直勤務になります。その間は、男子寮である3寮と4寮に1人ずつ職員が配置される形になっていて、うち1名がこの夜間勤務の職員で、この2つの寮を合わせて必ず正職員が配置されているところなので、人員的に不足していることは今の時点ではございません。

◎塚地委員 経過を見ると、この当事者の方をほかの人が止めないといけない状態は、結構大変な状態であったのだろうと想定されます。そういう人員体制だったからこそ、この方を止められたと思います。その後の研修の状態や、学園での人間関係はスムーズに行っている状態でしょうか。

◎野村子ども家庭課長 この学園に入ってくるお子さんは虐待を受けていたり、何らかの背景がある子供さんで、言葉で一言こうしなさいと言ったことが、ストレートに伝わらないお子さんも多いというところがあると思います。そのあたりについて、この指導員は、言葉で言っても分からないところを、もっとよくしたいという思いがあったと聞いています。その上で、御本人は攻撃するために本人に向かって行ったわけではなく、御本人の態度を改めようとして向かって行った。ただ、どうしてもその場で感情的になってしまったので、その行動については深く反省しているということでありましたので、そういった面

での研修は、その後、学園としても実施しております。児童の特性や、その日の状況については、昼間勤務していた職員から夜間指導員への引継ぎも、人によって対応が違うところもあったので、そこは統一した対応で、しっかりと伝えることを徹底するように改めているところです。

◎西内委員 児童に対して謝罪を行って、必要な説明を尽くしたと思うんですけども、その児童側の受け止めはどのようになっていますか。その後のケアや、一連の流れを受けて、どのように本人の中でそしゃくされていますでしょうか。

◎野村子ども家庭課長 その日のうちは、納得できないとの発言もありました。制止した児童についても、怖かったというようなところがあったので。それぞれ指導員がついて、面談等をしながらケアをしています。今時点は、夜間指導員も勤務しておりますけれども、問題なくうまくいっていると聞いています。

◎西内委員 起こってはいけない事案であることは間違いないですけど、私の感覚からすると物事には因果関係があるわけです。私としてはその子供が最終的には人間的に成長して、出て行ってもらいたいという思いが根底にあります。そういう意味においては、自分もちょっと瑕疵があったのではないかという単に一方的な被害者で終わることのないような構図に学校が持って行ってほしいという感じはするんですけど。そのような報告は受けていませんでしょうか。

◎野村子ども家庭課長 当該児童からは、子ども家庭課の職員も聞き取りをしまして、そのときに自分自身も悪かったという言葉は聞いております。そのときの行動については学園で振り返りもして、次の行動につなげる指導を行っているところです。

◎坂本委員 この夜間指導員は、この後の一定期間は、どういう対応をされていきましたか。

◎野村子ども家庭課長 当日の勤務については行わず帰っていただきました。次の勤務が4月30日でしたので、その前に寮の児童全員に対して謝る場面を設定して、通常勤務に戻っています。

◎坂本委員 4月16日から4月30日までは待機になりますか。

◎野村子ども家庭課長 その間、もう1つの男子寮に一度入っています。

◎坂本委員 その対応がどうだったのかという感じもします。何があったのか隣の寮の生徒たちも知っているわけです。そのことを子供たちは十分に理解をした上で、職員の勤務を受入れていたのか、あるいはいろいろと心配しながら職員の勤務を受入れたのか。こういった事案が起きたときに、平常勤務を早期に復帰させるのか、あるいは指導を一定期間やりながら子供たちへのケアを十分にした上で復帰させるのか、ルールはないわけですか。

◎野村子ども家庭課長 その時々に対応で、子供の様子を見ながらになります。明文化したようなルールは明確に決まっていません。

◎坂本委員 十分双方に配慮して、対応していただいたらと思います。

◎西森（雅）委員長 質疑を終わります。

以上で、子ども家庭課を終わります。

次に、パートナーシップ制度の導入に関する指針の策定について、人権・男女共同参画課の説明を求めます。

◎市村人権・男女共同参画課長 当課からは、パートナーシップ制度の導入に関する指針案について御報告いたします。

まず、一番上の背景についてですが、性的マイノリティの方々に対して婚姻に準ずる関係と認め、社会的認知度の向上が期待されるパートナーシップ制度を導入する市町村が徐々に増えてきております。高知県内では、令和2年度に高知市が導入され、その後、令和4年度には、南国市、土佐清水市、香南市、黒潮町の4市町、令和5年度には、安芸市、大月町の2市町、今年度は4月1日から、いの町で実施されており、現在8市町が導入している状況です。

性的少数者の方々に対する差別や偏見のない多様性が尊重される社会の実現が図られ、市町村の導入の後押しとなるよう、県として指針を策定することといたしました。指針には、制度導入に向けた基本的な事項として、制度対象者の要件や証明書の交付、パートナーシップ制度の相互利用などの事項を明記しております。なお制度の導入や、その内容については、市町村の意向を尊重することとしております。

下側、県による支援ですが、市町村のパートナーシップ制度の利便性を向上させるために、転居等に伴う手続の負担軽減など、市町村間の相互利用に向けた調整や、制度対象者の要件や利用可能となる行政サービス内容への助言を行うこととしております。また、パートナーシップ制度を導入していない市町村にも参加を呼びかけて、市町村の意見交換会を実施し、制度導入に対しての後押しや助言、調整などを行ってまいります。さらに、パートナーシップ制度に関する社会的認知度を向上させるため、導入市町村の制度の内容などについて、広く県民に周知するための広報活動を実施してまいります。

今後、庁内で最終的な決定を行った上で指針として策定し、各市町村に周知してまいりたいと考えております。

説明は以上です。

◎西森（雅）委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 市町村が随分と進んできて、大きな市がパートナーシップ制度を導入したことで、人口のカバー率が高くなってきました。これから県も進めることと思うんですけども、県自身の姿勢は、市町村が始めて広がってきたので指針をつくりましたというように見えます。市町村が主体になり過ぎて、県としての姿勢が見えにくいと思うんですけども、県としてパートナーシップ制度推進県みたいな宣言をするという議論はないんでしょうか。

◎市村人権・男女共同参画課長 県としては、まずは戸籍や住民票の実務を担われています市町村で導入が進むところを支援させていただきたいと思っております、今回こうした指針という形での策定にさせていただいています。

◎塚地委員 パートナシップ制度を実務的にやるところが市町村という考え方は、分らなくもないし、それを具体的に進めていったらいいと思うんですけど、県として指針までつくってやっていくときに、県としてはにじいろのまち宣言みたいなものがないと、推進していますという姿勢が明確にならないと思うんですけど、どうでしょうか。

◎市村人権・男女共同参画課長 今回指針を策定するに当たっては、導入している市町村や、当事者団体、有識者の声をお聞きしたり、御意見をいただいているところですが、その中でもこういう指針を示すことで、県としてポジティブな姿勢が見えると、市町村も導入しやすくなるのではないかといったお声をいただいているところです。

◎塚地委員 まさにそこだと思えます。指針をつくってくださったことはすごくいいと思うんです。でもそれを県が指針をつくりましたというアピールではなく、多様性を大事にする県になったという形の記者発表にするということですか。

◎市村人権・男女共同参画課長 指針は市町村にお示しさせていただくときにマスコミの方にも発表させていただければと思っております。

◎塚地委員 ぜひそのときに、なぜこの指針をつくったのか県の姿勢を明確にすることにならないのでしょうか。

◎西森子ども・福祉政策部長 今のところは県としてパートナーシップ宣言みたいなどころまでは考えていないんですけども、市町村によって、利用できるサービスに差がありますので、市町村の担当者の御意見もお聞きした上で、市町村の後押しと、総合調整をやっていきたいということで指針を作成しております。今後は市町村にお示しするとともに、ふだん考えているところをお聞きさせてもらい、まずは、今パートナーシップ制度を利用されている性的マイノリティの方々の利便性向上の調整に力を入れていきたいと考えております。

◎塚地委員 具体的にいいことを前に向いて進めるときに、県としての姿勢が前に出たほうがいいのではないかと考えています。ぜひそうしていただきたいと思えます。

中身のことで、ここに書かれてある性同一性障害の言葉ですけど、2019年に精神障害の中に含まれていた表現とされていたことがあった。2019年以降は誤解を招きやすい表現ということで注意するようになっていきます。障害という言葉になったときに、ここは注釈があってもいいと思えますので、内部で検討してください。

◎市村人権・男女共同参画課長 関心のある人権問題の割合のお話でよかったですでしょうか。

◎塚地委員 はい。

◎市村人権・男女共同参画課長 参考までに、前回調査時の用語を記載させてもらって

ますが、今回の指針に関して、この言葉がどこかに入ることにはございません。この資料を使うときには注意させていただきたいと思います。

◎塚地委員 今すごく大事なものは、包括的な性教育をどう進めるかだと思うので、この指針の中の教育の部分が、もうちょっと補強されないかというのはあつたりします。県による支援で、県民に広く周知するための広報活動ということになっているんですけど、この認識を広げる上で、やはり包括的性教育の部分が一番ポイントになるところです。もっと教育に力点を置いたものを入れてもらえませんか。

◎西森子ども・福祉政策部長 今後、教育委員会などいろいろなところと話があると思うんですけど、まずはこの内容で指針を策定して公表をしていきたいと考えています。

◎塚地委員 画期的なことではあると思っておりますので、さらに充実させていただき、県の姿勢として前へ向いて進んでいただけたらと思いますのでよろしくお願いいたします。

◎西森（雅）委員長 質疑を終わります。

以上で、人権・男女共同参画課を終わります。

以上で、子ども・福祉政策部を終わります。

《採決》

◎西森（雅）委員長 これより採決を行います。

今回は議案数4件で、予算議案2件、条例その他議案2件であります。

それでは採決を行います。第1号「令和6年度高知県一般会計補正予算」について、塚地委員及び岡本委員から修正案が提出されておりますので、書記に配付させます。

修正案の提出者の説明を求めます。

◎塚地委員 第1号議案の一般会計の補正予算に対する修正案は、減額修正をお願いしたいということです。内容はクラウドファンディングによるふるさと納税制度を活用した教育環境の充実の予算です。この議論の中で幾つか私たちも問題も指摘をさせていただきましたが、学校間格差も生まれてくる、生徒間の様々な精神的な課題も出てくる可能性もあるという中で、学校側の多忙化の問題もありますし、基本的には教育環境の充実は、本来の予算措置で講じるべきという考え方のもとに減額修正を提案させていただきましたので、ぜひよろしくお願いいたします。

◎西森（雅）委員長 修正案はただいま提案されたとおりであります。

修正案提出者に対する質疑を行います。

（なし）

◎西森（雅）委員長 質疑を終わります。

これより修正案の採決に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（異議なし）

◎西森（雅）委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定しました。

第1号「令和6年度高知県一般会計補正予算」に対する塚地委員及び岡本委員から提出された修正案について賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎西森（雅）委員長 挙手少数であります。よって修正案は賛成少数をもって否決されました。

続いて、第1号「令和6年度高知県一般会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎西森（雅）委員長 全員挙手であります。よって、第1号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第2号「令和6年度高知県工業用水道事業会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎西森（雅）委員長 全員挙手であります。よって、第2号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第6号「高知県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎西森（雅）委員長 全員挙手であります。よって、第6号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第11号「高知県公立大学法人定款の変更に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎西森（雅）委員長 全員挙手であります。よって、第11号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは、執行部は退席願います。

（執行部退席）

《意見書》

◎西森（雅）委員長 次に、意見書を議題といたします。

意見書は2件が提出されております。

まず、「災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書（案）」が、公明党、自由民主党、県民の会、自由の風から提出されております。

意見書（案）の朗読は省略したいと思いますがよろしいでしょうか。

（異議なし）

◎西森（雅）委員長 御意見をどうぞ。

小休にします。

（小休）

◎ 文言修正をお願いしたいところがあって。

◎ 1の災害情報共有体制を整備すると同時にということですが、整備することは厳密に言うともう入っていますので、災害共有体制づくりを推進という文言にしていればと思います。災害共有体制づくりを推進すると同時にという表現のほうが正確ということです。

◎ 偽情報とか誤情報が流されていて、それをどうするかが目的と読めるんですけど、書かれてある中身と、この1と2の具体的な提案の中身の関係性が、認識しにくいところがあって。気象防災アドバイザーの資格や判断による責任が、どこまであるものかということ。この方々がすごい責任のある対応をしないといけなくなると思うんです。この気象防災アドバイザーが、いろんな気象の判断をして、自治体で判断するようになるといったときに、どういう身分の人たちで、その資格は誰が与えているものか教えていただけたらということ。また、先ほどおっしゃったように災害情報共有体制について、衛星とのつながりなどは国が率先して強化もしているので、これをやることによって偽情報がどうやったら食い止められるか具体案として書かれてあることの効果が見えにくいため不一致です。

◎ もし説明があって誤解が解けたら、一致ということもあるんですか。それが無いのでしたらもう説明の必要がない。

◎ 情報発信者や情報発信機器の事前登録が可能かということも含めて。

◎ そういった情報連携への環境整備、環境整備です。

◎ アドバイザーは、どういう資格と身分を持った者ですか。

◎ 今気象情報アドバイザーを国も進めていて、そういう中での自治体への配置を支援していくということ。です。

◎ 例えば、自治体ごとで気象情報を判断して、アドバイザーが何かの情報を発信するにしても、市町村の中での活用の仕方や位置づけなどです。

◎ 気象情報アドバイザーは、ある一定のスキルを持った人たちにはなるわけです。

◎ 不一致で。

◎西森（雅）委員長 正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻すことといたします。

次に、「聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書（案）」が、公明党、自由民主党、日本共産党、一燈立志の会、県民の会、自由の風から提出されております。

意見書（案）の朗読は省略したいと思います。よろしいでしょうか。

（異議なし）

◎西森（雅）委員長 御意見をどうぞ。小休にします。

（小休）

（なし）

◎西森（雅）委員長 正場に復します。

それでは、この意見書は、当委員会の委員全員をもって提出することといたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、明日は休会とし、7月3日水曜日の午前10時から委員長報告の取りまとめ等を行いますので、よろしく願いいたします。

本日の委員会はこれで閉会します。

（14時26分閉会）